

胎盤の早期剝離に於て胎兒は其血液を失ふこと多からずと雖も胎盤の血行を障害せらるゝに由り死に至ること頗る多し

前置胎盤との鑑別 前置胎盤と胎盤の早期剝離との主要なる症状は共に子宮の出血なるを以て左に之が區別を擧げん

前置胎盤

- 第一 妊娠末期に於て著るしき原因なく突然に子宮出血を來す
- 第二 出血多量なるも暫時にして止血し數回反覆す或は絶えず少量の出血あり
- 第三 陣痛の發作時に出血劇しくなる
- 第四 内診上胎兒の先進部を觸れ難く柔軟なる胎盤を觸知す

早期剝離

- 必ずしと一定の原因あり
- 出血初めは少量なるも暫時にして多量となり或は初めより多量にして内出血又は外出血を來し急性貧血に陥り前置胎盤の如く一時止血し若くは數回反覆することなし
- 間歇時に劇しく發作時には却て少量となる
- 胎盤の先進部は明瞭なり

處置 胎盤の早期剝離は頗る危険なるものなれば速に醫士を聘すべし而して其來るまでは産婦を安静に臥せしめ下腹部に氷巻法を貼し外出血劇しき時は腔内に栓塞法を行ひ若し胎胞の破開遲延するが爲めに胎盤剝離して出血せる場合に於ては之を破開すべきものとす

五 胎盤の癒着

胎盤が固く子宮壁に癒着して甚だ剝離し難きものありては後産期に至りて久しく胎盤産出せず子宮は強度の陣痛を發して硬固となる若し其一部分剝離するに關はず他部癒着せる時は強度の出血を呈するに至るべし 處置 胎兒産出後二時間を経て後産未だ産出せざれば直ちに醫士を聘すべし若し出血強ければ始めより醫治を乞はざるべからずその間子宮を摩擦しクレーデ氏壓出法

を行ひて其收縮を催進せしむるを要す然れども尙胎盤剝  
出せず強出血の爲めに産婦危険に迫れる時は人工胎盤剝  
離法を施さざるべからず

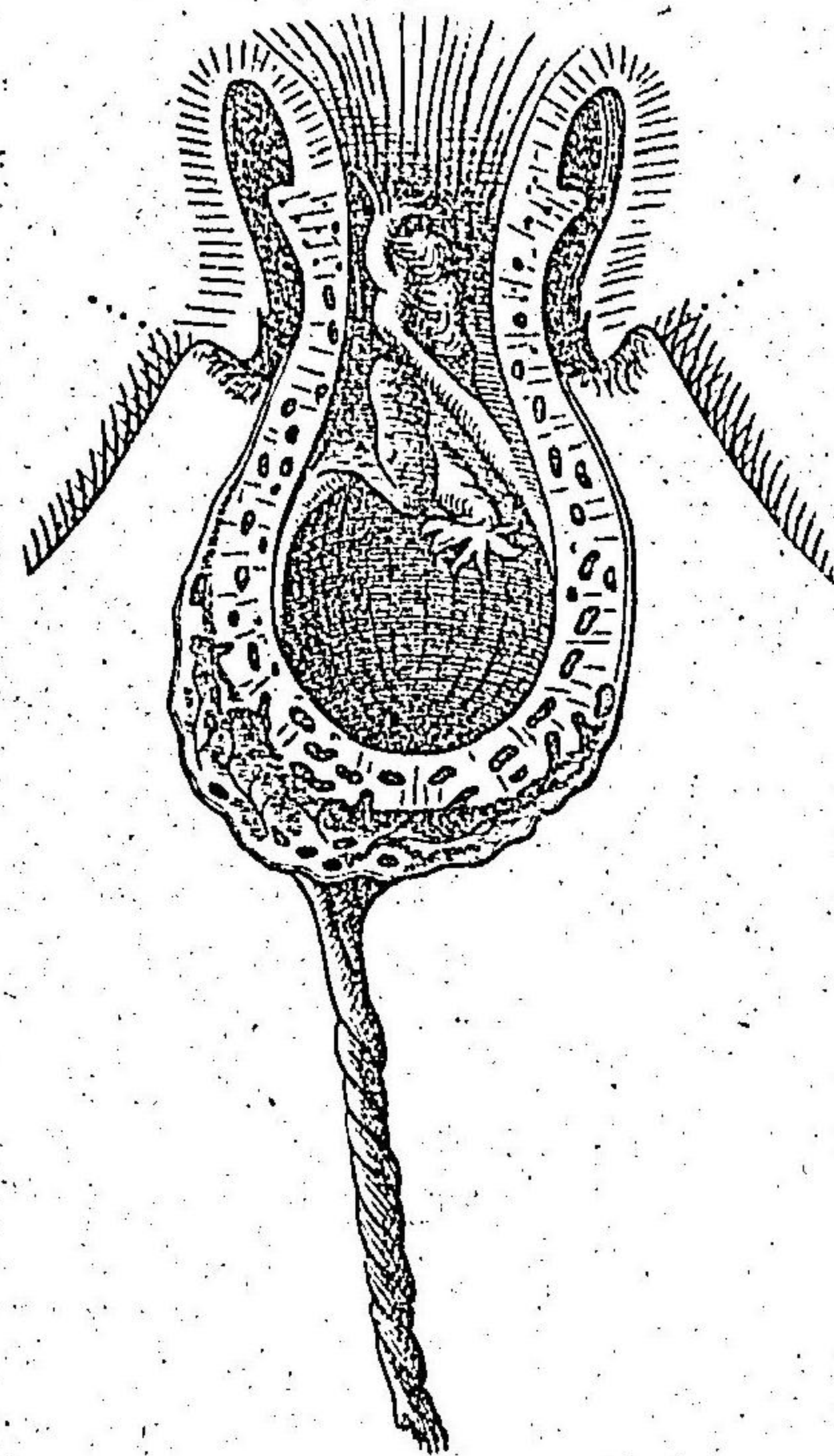
### 第六十三章 産道の損傷

#### 一 子宮内翻症

子宮内翻症とは子宮底部凹みて腔内に翻轉するもの  
にして其輕重に従ひ二種に區別す即ち不全内翻症及び全  
内翻症之なり不全内翻症とは子宮底部が腔内に陥入する  
も未だ子宮口部を越えて翻出せざるものを云ひ全内翻症  
とは翻轉せる子宮底部は既に子宮口部より顯はれ出で或  
は全く腔口の外に顯るるものを云ふ

より臍帶の過短なるにより直立時の墜産により破水せず  
して胎兒娩出せらるる時拙劣なる胎盤の壓出法により殊  
に子宮の弛緩せる際此法を施す時に發し易し

第十九圖



出脱の宮子轉翻  
(一分三の大然天)

症状 本症を發する時は甚だしき子宮出血を來し爲め  
に死に至ることあり稀には自然に止血す而して急に子宮  
の内翻症を發する時は人事不省脈搏細數搖蕩嘔吐等を起

すものなり子宮を検査するに全内臓症にありては全く子宮體を觸知することなく却て外陰部若くは膈内に暗紅色にして知覺過敏なる圓形の腫瘍を認め胎盤尙ほ之に附着せることあり不全内臓症なるときは恥骨縫際上に於て子宮底は盃状の凹陷を呈するものとす又全内臓症を發したるの際子宮口收縮する時は子宮體の依頼及び壞疽等を起し發熱高度に達することあり

**處置** 本症と認めたる時は直ちに醫士の來診を受くるを要す其間全内臓症にありては二%の石炭酸水に浸せるガリゼ片を以て脱出部を被ひ若し尙ほ子宮底部が膈内に止まれる時は手を消毒して膈内に送入り軽く之を支へ其脱出を豫防し居るべし出血強度なるか産婦危険に陥る時は手指を嚴重に消毒し五指を以て翻轉せる部を保ち徐々に復納すべし

### 第二 子宮破裂

**分娩中諸種の原因によりて子宮破裂することあり** 其輕きものは壁の内層に深裂傷を生ずれども外面に開通せず重症にありては全く子宮壁を穿通す而して破裂の部位は多くは子宮下部に在り蓋し下部は分娩中頗る延長して壁質甚だ菲薄となり遂に強き陣痛に依て起る子宮内壓に抵抗し得ざるが故なり

**原因** 横位 胎位 胎兒の娩出に障害ありて子宮收縮するに係はらず胎兒前進せざる時に發するものなり殊に横位は子宮破裂の原因となすこと多し其外疾病の爲めに子宮の組織變質し脆弱となれるものに發す

**症狀** 將さに子宮破裂せんとするの徴候は收縮輪上昇

して殆んど臍部の高さに達し索状をなして觸知し得べく  
 其上部に存する子宮體は強く收縮して頗る硬固となり下  
 腹部を觸診するに疼痛甚だしく兒の體部は明らかに觸れ  
 得べし産婦は陣痛間歇時と雖も苦悶を訴ふ  
 既に子宮破裂を生ずる時は産婦は其際下腹部に於て  
 刺す如き或は切るが如き劇痛を感じ陣痛は全く止み卒  
 然急性貧血の症状を呈す即ち顔面は蒼白色となり脱力し  
 て四肢厥冷し脈搏細數にて觸れ難く冷汗流れ出て遂に  
 呼吸困難を起し人事不省に陥りて死す此の如く急性貧血  
 を呈するの所以は子宮破裂せるが爲めに多量の出血を來  
 すに基くものにして多くは其血液腹腔内に逆ると雖も全  
 く穿通せざる破裂なれば腹膜下に集ることあり而して腔  
 内よりする出血は何れの症に於ても多少は存するものと  
 す其他子宮全破裂せば此穿孔より胎兒腹腔内に脱出す

ることあり然る時は子宮變小し胎兒の先進部は子宮口よ  
 り退却し且つ外検査上その體部を頗る明らかに觸れ得べ  
 く又腹部の形狀變化するに至る此際胎盤は子宮の變小す  
 るが爲めに剝離すべし  
 處置 子宮破裂の原因あるを見れば妊娠中より充分の  
 注意をなし醫治によりて此危険を除き得らるるものは速  
 に醫の診察を乞ふべし分娩に臨み子宮破裂の原因を備ふ  
 るものにして少しにても分娩困難なるを見れば未だ危険  
 の徴を現はさざるに先ち速に醫治を求めんことを要す既  
 に破裂の徴あるか若くは全く破裂せる時は最も安静に臥  
 せしめ下腹部に氷罨法を施し貧血を呈せば葡萄酒珈琲等  
 の亢奮劑を與へ頭部を低からしめ醫の來診を待つべし

第三 子宮頸部の裂傷

子宮頸部は殆んど凡ての分娩に於て幾分か裂傷を生ずるものにして多くは出血も少なく自然に治癒す然れども時として子宮腔部の全長に亘りて裂け或は子宮外の組織に迄及ぼすことあり

原因 子宮頸部の強硬なる者或は子宮口の開大充分ならざるの際強て胎兒を娩出せしめんとする時に起る殊に器械にて娩出せらるゝの際最も多し

症状 子宮頸部に假令大なる裂傷ありと雖も分娩中は兒體を以て其部を壓抵せるが故に出血を呈することなし然れども後産期に至れば甚だしき出血を來し時としては産婦を危険ならしむ又産褥中に於ては傳染毒を誘導して子宮周囲の炎症或は産褥熱の原因をなすことあり其他治癒後は癒痕を残して次回の分娩を困難ならしむること多し本症は後産期に於て觸診上子宮能く收縮し且つ外陰部に

及び腫に裂傷なき際腔内より出血するによりて診断し得處置 出血甚だしき時は速に醫治を要す其間安静に平臥せしめ薦骨部を高くし臀部の筋肉を前方に牽きて陰唇を閉合し壓抵布を陰部に貼して強く丁字帶を行ひ且つ兩脚を密接せしむべし胎盤未だ産出せざる場合はクレード氏壓甚だしく醫の來診を待つこと能はざる時はクレード氏壓出法を行ひて之を娩出せしめたる後ち前述の法を行ひ若くは腔内栓塞法を施すべし

第四 膣及び外陰部の破裂

膣破裂は初産婦殊に高年に於て膣の延長し難きものに瘰癧を有するもの先天性に膣管狭小なるもの手術殊に鉗子手術等によりて發し破裂の部位は多くは膣の下部にあり上部に於ては子宮破裂と共に起るのみ然れども時

として膈穹窿部が單獨に破裂して腹腔内に達することあり此の如きものは子宮破裂と同じ症状を呈し産婦を直ちに死亡す而して其下部に於ける裂傷を縦に長く其深淺は種々なり多くは自然に治癒するものなれども産褥中に傳染毒を傳へて化膿し産褥熱の原因となることあり或は治癒の後ち癒痕を残して膈の狭窄を起すことあり而して本症も亦觸診上子宮能く收縮し外陰部に損傷を認めざる際膈内より出血するによりて診斷し得べし

**處置** 子宮頸部の裂傷と同様の處置を行ひ出血甚だしきか裂傷大なる時は醫治を乞はざるべからず

**外陰部の破裂** とは膈入口及び會陰の破裂を總稱するものにして後者は頗る緊急なるものなるが故に次に詳述すべし

**元來膈入口** は狹きものなるを以て分娩時に多少の裂

傷あるは殆んど免れ難し殊に初産婦に於て然りとす然れども最も注意すべきは前庭陰核尿道隆起部の損傷なり何となれば此部は頗る血管に富るが故に劇しき出血を呈することあればなり

**處置** 出血強度なれば醫治を要す初産婦の處置としては二%の石炭酸水に浸せる棉花又はガーゼを以て強く出血部に押し緊しく丁字帯を施して安靜に臥せしむべし

**第五 會陰破裂**

**會陰破裂** は最も屢々發するものにして陰唇繫帯のみ破裂せるが如きは殆んど全初産婦に之ありと云ふも可なり而して其破裂は多くは會陰の中線に沿ふものなれども稀れには中部に穿孔を造ることあり

**區別** 輕重に従ふて之を三度に區別す第一度とは會陰

の半徑以下破裂せるものにして第二度とは既に肛門の近  
 部迄達するも尙其括約筋を残せるものを云ひ第三度とは  
 全會陰を破り且つ肛門括約筋をも破裂せるものを稱す  
 原因 會陰破裂は正規分娩と雖も之を保護すること不  
 完全なる時は胎兒最大部分の通過に際し往々發すること  
 あり其他急産顔面位過大兒頭高年の初産婦會陰の強硬な  
 るもの恥骨弓の狭きもの手術による娩出殊に鉗子手術後  
 進兒頭の産出時等には大に會陰破裂を來し易し  
 症狀 褥婦は陰部に稍灼くが如き痛みを感ずるに過  
 ぎず出血は破裂の腔内に及ぼせるか又は側方に偏したる  
 際に於てのみ多し然れども此裂傷部より傳染毒を傳へ屢  
 く産褥熱を誘發し又は破裂部に潰瘍を生じ傷面増大して  
 大なる組織の缺損を残すことあり而して會陰破裂せるの  
 際縫合法を施さずして自然に放置する時は陰門裂孔大と

なりて哆開し腔加答兒腔及び子宮脱等の原因となる又第  
 三度の破裂にありては既に肛門括約筋を破れるが故に腸  
 内の瓦斯及び軟かき糞便を直腸内に止まること能はずし  
 て大に褥婦を苦ましむるものなり  
 處置 分娩時に於て頭部肩胛等の娩出時に熟練せる會  
 陰保護を施し以て之を破裂せしめざらんことを務むべし  
 若し既に破裂するも陰唇繫帯のみを破れるか或は稍之  
 より多きも二仙迷以下なる時は二%の石炭酸水にて洗滌  
 し沃度彷彿を散布し消毒せるガーゼ片を壓抵して丁字帶  
 を施し褥婦の兩脚を強く閉合せしめて臥せしむべし然る  
 時は自然に癒合し治癒するものなり然れども之れより大  
 なる破裂にありては遅くとも二十四時間以内に醫士の來  
 診を乞ひ創面の新鮮なる間にその縫合を乞はざるべから  
 ず

### 第六、骨盤關節の損傷

骨盤狹窄せるか兒頭過大なるか顔面位の如き異常の胎位を取れるか等によりて骨盤と兒頭の關係不良なるが故に分娩困難を來せる際稀れに恥骨縫際若くは薦腸關節の破裂を生ずることあり

**症状** 薦腸關節の破裂ある時は患婦は下肢を運動せしむること能はず且つその部を壓すれば大に疼痛を訴ふ恥骨縫際の破裂に於ては排尿時の疼痛及び利尿困難等を呈す可し

**處置** 此等關節の破裂せることを認めなば骨盤部を固く縛帶し速に醫治を受くべし

### 第六十四章 無力性出血

**無力性出血** とは後産期に於て子宮の收縮不全なるが爲めに胎盤部より出血するものを云ひ胎盤産出前に於けるものと胎盤産出後に於けるものとこの二種あり

#### 第一 胎盤産出前の無力性出血

**原因** 胎兒の産出前より存せる陣痛微弱弱羊膜水腫雙胎等によりて過度に子宮壁の延長したるもの子宮筋質の發育不全急速なる胎兒の産出後膀胱の充滿胎盤の一部剝離せざるもの等によりて子宮の收縮不全となり以て無力性出血を來す

**症状** 此症に於ては胎盤の一部剝離すと雖も子宮の收縮不良なるが爲めに血管の斷口依然として哆開し此部より出血を呈するものにして其血量甚だしく時としては産婦を危険ならしむることあり子宮を検するに柔軟にして



弛緩せるが爲めに其壁を觸知し難く其底部は多くは臍部の高さに達し之を壓すれば子宮腔内に滯留せる血液は多量に流出す若し凝血卵膜片胎盤の一部等が子宮口部に止まりて之を閉塞すること或は強度の子宮前屈等によりて血液の外部に出づることを妨げらるゝ時は内出血を來し子宮は急速の膨大をなして其底部時として心窩に達し産婦は劇しき貧血に陥るものとす

**處置** 速に醫治を受くべし醫士の來着迄は先づ膀胱の充滿せざるや否やに注意し若し緊滿せる時は嚴重に消毒せるカテーテルを以て排尿せしめ而して成るべく子宮を收縮せしむるの法を行ひ胎盤の自然剝離及び其産出を促進さざるべからず即ち子宮底を摩擦し之を強く壓下して腔内に滯留せる血液を排出せしむべし此際胎盤と共に壓出せらるゝことあり之によりて尙ほ胎盤の遺存せるものに

在りては寛和に子宮底を摩擦して收縮を促し暫くして手を停め其状態を見次に又反覆して之を行はんことを要す此の如くするも未だ胎盤の排出せざるものはクレイデ氏壓出法を施すべし胎盤の剝離し難きが爲めに産出せず且つ強度の出血を呈して産婦危険に迫り到底醫士の來着を待つこと能はざる時は人工胎盤剝離法を施さざるべからず若し凝血片胎盤の一部等によりて子宮口閉塞せられて内出血を呈し子宮の摩擦若くは壓迫を施すも排出せざる時は消毒せる手指を子宮口内に送入し之を除去すべし

**人工胎盤剝離法** 産婦を仰臥せしめ兩脚を屈して成るべく之を開き外陰部及び助産婦の手指を嚴重に消毒し殊に子宮壁を損傷せざらんが爲めに助産婦の爪を充分に切りて圓滑ならしめ次で一分のリンゾール水を以て腔内を洗滌し然る後一手を以て臍帯を牽引せざる様に保持し他

手を臍帯に沿ふて子宮内に進め胎盤の周囲に達し剝離せ  
 る部あるや否やを検すべし此際手を子宮底部に移し以て  
 此部を押し下げれば内手の検査及び其施術を容易ならし  
 む若し剝離せる部あらば四指を平かに并べたる儘其剝離  
 部に進め手の小指側を以て徐々に胎盤を剝ぎ行くべし胎  
 盤未だ全く癒着せる時は其上縁より剝離するを良とす既  
 に胎盤の全部を剝離せば更に卵膜に注意し之を殘片なき  
 様に剝ぎ取りて胎盤を手掌内に受け卵膜と共に子宮外に  
 取り出すなりこの際卵膜を掴みて牽引すること勿れ又胎  
 盤既に娩出せるに關はず卵膜の一部剝離し難きが爲め  
 に胎盤に連りたるまゝ索状となりて子宮内に連續し牽引  
 に抵抗する時は其外陰部に現れたる部に於て結紮を施し  
 之を切斷して醫士の検査を受くべし決して強き力を以て  
 牽き出し斷裂せしむるが如きことあるべからず此の如く

結紮して殘し置きたる卵膜の一部は多くは自然に剝離し  
 て惡露と共に排泄せらるるものなれども若し斷裂せしめ  
 て悉く子宮腔内に於て遺殘したるものは自然に排泄する  
 こと難く或は後出血の原因となり或は腐敗して産褥熱の  
 原因となること多し  
 術後は子宮腔内を攝氏五十度の温を有する一布仙のり  
 ゴール水にて洗滌し且つ子宮の摩擦法を行ひ其收縮不完  
 全なる模様あらば氷菴法を施し以て成べく充分に收縮せ  
 しむべし剝離せる後産を能く検査して殘片の子宮内に殘  
 留せざるや否やを確かめ若し醫士の來診ある時は之を貯へ  
 以て其検査を仰がざるべからず

### 第二 胎盤産出後の無力性出血

此症は胎盤産出前より持續し若くは其産出後に發する

ものにして原因症状共に胎盤産出前の無力性出血と異なることなし而して本症は多くは外出血をなし稀れには内出血を致すことあり

**處置** 速に醫士を聘しその間子宮を壓迫して腔内の凝血を排除し以て子宮の輪狀摩擦を行ひて之を收縮せしむべし此際膀胱充滿すれば子宮の收縮を妨ぐるが故に注意せんことを要す此の如くにして止血せず危険に迫れる時は子宮内灌注法を施すべし

**子宮内灌注法** 灌注を行はんとせば一布仙のリゾール水に雪片若くは氷片を加へて寒冷ならしむるか或は攝氏五十度の温を有する一布仙のリゾール水を造るべし此熱度は此中に手を入るゝに漸く耐え得るものなり而して産婦を仰臥せしめ兩脚を屈して且つ之を開かじめ臀下に容水盤を置きイルリガートルを床より凡そ一迷の高さに

掛け助産婦は手を消毒して一手の手指を子宮頸管内に入れ他手を以てイルリガートルの嘴管を取り一旦容水盤内に薬液を出して護謨管及び嘴管中の空氣を押し出し且つ薬液を噴出せしめつゝ内手に沿ふて嘴管を子宮腔内に進め以て絃に薬液を灌注すべし既に嘴管が子宮腔内に入る時は内手を除去せんことを要す此際に於ける嘴管の消毒は最も嚴重ならざるべからず灌注の間は一手を以て腹壁上より子宮を壓迫し其過度に擴張するの害を妨ぎ傍ら患婦の脈搏顔貌等に注意すべし  
其他凡て多量の出血により急性貧血を呈せるものは後章に述ぶる方法に従ひて之を處置せざるべからず又後産期の出血ある際には決して腔内栓塞法を施すべからず何となれば之によりて却て内出血を致さしむるの恐れあればなり

### 第六十五章 胎盤の遺残

胎盤は胎児娩出後多くは三十分を経て剝離し且つ産出するものなれども時として頗る長時を費すことあり之を胎盤の遺残と云ふ其原因に二種あり即ち(第一)子宮口の痙攣性収縮(第二)胎盤の癒着之なり

痙攣性収縮(第二)胎盤の癒着之なり

症状 子宮口の痙攣性収縮を起す時は子宮収縮して硬固となり産婦は甚だしき痙攣性の疼痛を訴ふ出血は如し若くは少量なり内検査を施すに子宮口頗る狹窄し一指をも通ずること能はず胎盤癒着に於ては既に前章に述べたるが如く全く癒着なしと雖も一部分剝離せる場合に於ては頗る多量の出血を呈す而して此の如く胎盤の遺残し

せられて劇しき發熱を起し遂に産婦を危険ならしむること

とあり

處置 胎児娩出後二時間以上を経て後産々出せざるか

出血強き時は宜しく醫治を乞ふべし而して子宮口の痙攣性は子宮の摩擦等を嚴に禁じ温暖なる牛乳或は温湯を與ふべし此の如くにして二三分を經過すれば少許の壓出によりて往々容易く後産を排出し得ることあり若し尙ほ緩解せざれば醫士の來診を待つを要す又胎盤の癒着に因する遺残にして出血甚だしく醫士の來着を待つこと能はざる時は人工胎盤剝離法を施さざるべからず

### 第六十六章 妊娠時及び分娩時に於ける生殖器の出血

第七編 異常分娩及其取扱法 第六十六章 妊娠時及分娩時に於ける生殖器の出血 五三三

妊娠時及び分娩時に於ける生殖器の出血 以上

既に述べたりと雖も助産婦學上甚だ緊要のことなれば今更に此等の原因を擧げ且つ其未だ盡くさざる點を補ひて斯學を習得するものゝ便に供せんとす

第一 妊娠時に於て出血を起す症は左の如し

一 破格月經 妊娠中は月經閉止するを常とすれども時として初めの二三箇月間尙は持續することあり然れども出血は少量なりとす

二 子宮内膜炎 元來子宮内膜炎は往々出血するものなれども若しこの症を有する婦人妊娠し子宮に充血を來す時は益々出血し易きものは月經の如く時を定めずして時々出血し殊に妊娠初期に多し

三 子宮頸部の腫瘍 即ち癌腫及びポリープ此等の腫瘍は妊娠の初期と末期とに關はらず時々出血す

四 膈内靜脈瘤の破裂 妊娠の時期に關せず奴貴劇しき運動等によりて突然出血す

五 葡萄狀胎 妊娠三四箇月より現はれ出血多量にして危険なり

六 子宮外妊娠 妊娠三四箇月の頃に至り子宮内に生ぜる脱落膜片の排出によりて出血す卵囊破裂すれば内出血甚だしく妊婦を危険ならしむ

七 流産 一定の原因によりて子宮出血を來す妊娠第三四箇月の頃に於て出血最も著るし

八 胎盤の早期剝離 妊娠の末期に多し外出血あれども内出血最も多量にして危険なり多くは分娩を誘起す

九 前置胎盤 妊娠末期に於て時々多量の出血あり

第二 分娩時に於て出血を起す症は左の如し

一 胎盤の早期剝離 開口期に於て既に内出血多量なり

二 前置胎盤 同様に開口期に於て外出血著るし

三 子宮破裂 産出期に内出血甚だし

四 子宮内翻症 後産期に多量の外出血を見る

五 軟部産道の裂傷 後産期に外出血あり

六 膣及び外陰部の血腫 産出時に皮下の血管破裂して出血し血腫を生ずるものにして後産期又は分娩後に於て血腫破裂する時は外出血となる

七 膣内静脈瘤の破裂 分娩の各期を問はずして來るも後産期に多し

八 子宮頸部の腫瘍 妊娠中と同一

九 後産期の陣痛微弱 子宮弛緩して所謂無力性出血を來し甚だ危険なるものなり

十 胎盤の遺残 後産期に於て著るしき子宮出血を來す

第六十七章 急性貧血

以上述べたる諸種の原因によりて妊婦或は産婦は往々劇しき急性貧血に陥るものなれば今特に之を説述せん

症状

顔面口唇は蒼白色となり四肢厥冷し脈搏増進して百二十乃至百四十至に達し且つ細小にして容易く脈止し得べく又屢々悪心及び嘔吐を催し貧血更に劇しくなる時は耳鳴眼火閃發視昏眩し精神朦朧となる此際時として吃逆或は欠伸するものあり殊に欠伸は貧血の第一徴として來るものあり此等の症状は皆腦貧血の爲に發するものとす更に重症なるに至れば甚だしき渴を訴へ呼吸困難となり且つ煩悶し展轉反側して床中より躍り出でんとす此の如き不安なる症状は最も危険の徴なりとす次で全身益々冷却して冷汗を流し脈搏は全く觸るること能はざるに至り神識全く消失し呼吸淺表且つ不正となり遂に止む心動は呼吸に稍々後れて絶止すべし又將に死に陥らんとするの際痙攣を發することあり但し生來強壯なる婦人は大に出血に耐え得べく且つ速に回復し得るものなり

處置 速に出血の原因に從ふて之を處置すべし貧血に就ては直ちに患婦の頭部を低くし下半身を高くしめ身體を温め包し腋窩及び四肢等に湯タンポを入れ強き酒類濃厚のカフェインを肉汁等と與へ又は Hoffman 氏液十五滴を砂糖水若くは冷水に混じて毎五分乃至十分時に服用せしむべし而して温肉煮汁砂糖湯等務めて服用せしめ以て體内に水分を供給するを良とす其他蒸餾水千瓦に食鹽八瓦を混じたるものを體温の度に温め灌腸を施すべし其量は便通を催さざるを度とし屢々行ひて成るべく多量ならしむべし此液吸収せらるゝ時は體内の血量を補ひ大に効力あるものとす其他の處置は醫士に委ぬるを要す

第六十八章 産婦の疾病

第一 子癇

子癇は甚だ癲癇に似たる一種の全身痙攣にして妊娠中又は産褥中にも發することあり然れども多くは分娩中に起るものなり  
原因は詳ならずと雖も多くは腎臟病によりて全身に水腫を來せるものに發す而して初産婦は經産婦よりも本病に罹り易く雙胎及び羊膜水腫等に於ても亦發し易しとす  
症状 子癇の發作は卒然として來ること多しとす然れども又發作の數時間若くは數日前より前兆あることあり子癇の前兆として頭痛は特有の症候にして其他視力朦朧四肢の疲倦胃部壓重不快の感嘔心嘔吐等を發す  
子癇の發作は先づ顔面に痙攣を始め漸次上肢軀幹及

び下肢に廣がるものにして之に強直期及び痙攣期の二期あり其發作を來すや直ちに強直期となり人事不省に陥り顔を緊めて著るしく蒼白色となり眼は一方を視詰め居るが如く口角引き縮り口よりは沫を吹き往々舌を嚙むが爲めに血液を混す頂部は強直して反張し頭部は一方に引き附けられ四肢亦強直して呼吸促進し不正となり遂に一變全く停止することあり此の如き状態は暫らくにして一變し痙攣期に移る即ち顔面殊に口角及び四肢に間歇性の痙攣を起し呼吸回復すれども劇しき痙攣を放ちて順整ならず患者は尙ほ人事不省なり次で痙攣漸く緩み全身發汗し呼吸順整となり患者昏睡に陥るも暫時の後ち醒覺す但し發作間のことは一も記憶することなく内診又はカテーテルの送入等の際に誘起せらるることあり一發作の時

は十秒乃至一分間にして一回の發作を以て止むこと甚だ稀れなり多くは數分若くは一二時間の後ち再び發し甚だしきに至ては五六十回に及ぶことあり此の如く發作の度劇しく而もその間歇時短かき時は精神全く醒覺することなく發作止むと雖も尙ほ數日間朦朧たることあり子痲の病勢は發作の數に従ふて加はり其強きものは既に分娩中に死亡すされど産褥中に死するを最も多しとす此の如く子痲は甚だ危険なる疾患なるが故に母兒共に生命を失ふこと頗る多數なり

**子痲と分娩の關係** 子痲の發作は分娩を以て止むを常とすれども産褥中に至り再發することなきにあらず而して分娩は子痲の發作によりて障害せらるることなく却て之を催進するものにして妊娠中に本病を發する時之が爲めに陣痛を催し分娩を誘起するものなり又子痲の發



作中陣痛は通常と異なることなし時としては著るしく強くなり産出期甚だ短きことあり

處置 妊娠中浮腫を有する婦人は速に醫治を受けしむべく又子痲の前兆あるか既に發作を來せる時は猶豫なく醫の來診を乞ふべしその間助産婦は能く産婦を保護し子痲發作せば其身體を支へて頭部四肢等を他物に衝突せざる様注意するを要す此際強力を用ひて其痙攣を制止せんことを試むべからず其他舌を損傷せざらしめんが爲めに小さき木片に布片を縫きて之を齒間に挿入するを良とす

發作後 は極めて身體を安静ならしめ安りに檢査すること禁じ室内を温暖ならしめ且つ靜かにし産婦の全身は毛布にて纏ひ或は熱水に浸して搾りたる大なる布片を以て覆ひ湯タンポを入れ成るべく其發汗を促すべし而して頭部には冷花法を施すを要す分娩は母體を刺戟せざる

限り其終結を急ぐべし即ち頭蓋位にして先進部深く骨盤内に降る時は後會陰壓出法を行ひ骨盤端位にして子宮口充分開大し而して醫士の來着遅く頻々子痲の發作あれば娩出術を施すべし後産期に於て甚だしき出血なければ子宮の摩擦法を行ふべからず

第二 分娩中諸種の合併症

嘔吐 は分娩中屢々發するものにして輕症なれば敢て害なしと雖もその強くして頻回反覆するものは母兒を害す故に此際は微温石鹼水の灌腸を施し食物は暫時の間全く禁すべし時として少量の珈琲に一二滴の橙汁を滴加して與ふる時は嘔吐止むことあり尙効なき時は醫士を招くべきなり

内臓歇爾尼亞 歇爾尼亞とは身體の孔隙より内臓脱出

して皮下に柔軟なる腫瘍状物を生じ其部隆起せるものを  
 云ふ白條線部臍部鼠蹊部大陰唇等に發生し其中に腸管及  
 び網膜の一部を容るゝこと多し而して此歌爾尼亞は奴  
 責身體の運動等によりて増大し壓迫すれば腸管還納して  
 腫瘍状物を消失す然れども若し此歌爾尼亞が還納するこ  
 と能はざるに至る時は其部に炎症を起して疼痛を發し脱  
 出せる腸管は壞疽に陥り嘔心嘔吐劇しく全身甚だ衰弱す  
 此の如き症状は之を歌爾尼亞の嵌頓と稱し頗る危険なる  
 ものなり故に本症を有する婦人妊娠する時は注意して身  
 體の劇動奴責等を避けしめ適當なる歌爾尼亞帯を施し以  
 て其増大せざる様勉めざるべからず又分娩時に於ては劇  
 しき腹壓によりて本症を發せしむることあり若し此の如  
 く分娩時に始めて發したるもの或は既に以前より本症を  
 有するもの等は其辨頓を防がんが爲め助産婦は分娩の始

より産婦を水平に臥せしめ分娩を終るまで毎陣痛時に指  
 を以て歌爾尼亞孔を壓抵し産婦に奴責を禁すべし斯する  
 に係らず其部に疼痛を發して辨頓の徴候を呈せば直ちに  
 醫士の治療を乞ふべし  
 直腸脱出 即ち脱肛 屢く直腸脱出する産婦に於ては  
 其分娩中側臥位を取らしむるを最良とす而して直腸の脱  
 出するときは産婦に奴責を禁じ助産婦は己れの二指に石  
 炭酸華設林を塗り脱出せる腸を徐く故位に整復せしめ  
 其部に球形の綿花を貼し更に脱脂綿にて支ふべし若し脱  
 出せる腸に炎症疼痛等を發せば速に醫士の治療を依頼す  
 べし  
 呼吸困難 は肺臟或は心臓の疾患又は腫瘍殊に甲狀腺  
 腫の如き者其他胸腔内に水液の滯留し或は脊椎の屈曲に  
 因りて肺臟或は心臓を壓迫せらるゝ時等に於て發す此等

の疾病あるものは妊娠の末期殊に分娩時に於て呼吸困難  
 愈く劇甚となり殆んど窒息せんとするに至るもの屢く之  
 あり此の如き呼吸困難を輕快せしむるには身體の上部を  
 高くして臥せしめ或は坐位を與へ室内の空氣を新鮮なら  
 しめ其温度は適宜の度を保たしむべし凡て分娩の際に呼  
 吸困難劇甚なれば産婦は苦惱煩悶甚だしく顔面青赤色と  
 なりて呼吸絶えんとするに至る此の如き時は直ちに醫  
 士を招きて治療を乞ふべし  
 熱性諸病 妊婦は往々熱性病に犯され易く又之が爲め  
 に早産を誘起すること屢くなり熱性病を有する婦人分娩  
 に臨む時は體温益々昇騰し呼吸促進して口渴甚だしく全  
 身に大に疲労す熱劇しければ讒語を發することあり分娩は  
 自然の經過に任せて可なるも熱性病ある時は固より醫治  
 を乞ふを要す斯る患者は産褥中子宮及び其近部に炎症性

の疾患を起し易きものなれば其取扱法に就ては殊に消毒  
 清潔法を厳守すべし

### 第六十九章 産婦の死亡

分娩中時として産婦死亡することあり其原因は急  
 性貧血子宮破裂子肺臓及び心臓の重病長時を要せる難  
 産等にして稀れには子宮靜脈内に空氣の進入するにより  
 て死することあり此の如きものは子宮内灌注法の拙きよ  
 り起ることあれば注意すべし  
 産婦死亡 すと雖も胎兒健全なれば尙ほ凡そ五分間は  
 生存し得るなり故に此際直ちに醫士を招きて之が産出を  
 乞ふべし若し醫士の來着遅くして子宮口開大せるを見れ  
 ば内回轉術又は娩出術等によりて胎兒を牽き出すべし

### 第八編 異常の産褥及び其取扱法

#### 第七十章 疼痛性の後陣痛

原因 凝血卵膜若くは胎盤の一片が子宮内に遺残する  
 か 經産婦にして分娩甚だ容易く而も其際陣痛少きもの急  
 産にして一頓に胎兒を娩出せしもの等に發す  
 症 狀 子宮は持続性に收縮を營むことなく十分乃至三  
 十分を隔て劇しき後陣痛を發し其疼痛を腹部より陰部  
 大 腿等に及び時としては睡眠を妨ぐることもあり而して此  
 陣 痛發作と共に子宮腔内に滞留せし悪露は排泄せらる此  
 の 如き陣痛は多くは熱發を伴ふことなく二三日にして止  
 むと雖も稀れに四五日に達することあり然れども凝血片  
 若くは遺残せる胎盤片等によりて本症を發する時は此等

の異物を排泄せしむるに非ざれば治することなし又往々  
 胎盤片の腐敗するによりて發熱することあり  
 處 置 胎盤又は卵膜片の遺残せる疑ひあるか或は發熱  
 を伴ふ時は速に醫治を請ふべし單純の疼痛性後陣痛なれ  
 ば深く憂ふるの要なし助産婦は此際屢々静かに子宮底を  
 摩 擦して陣痛を發起せしめ下部には濕性或は乾性の温  
 器法を施し温暖なる飲料を與へて疼痛を緩解せしむべし  
 時として氷器法又は冷濕布器法等却て偉功を奏すること  
 もあり其他疼痛を去らしめんが爲めに緩和なる灌腸を施  
 して腸管を空虚ならしめんことを要す但し初産婦に於て  
 上記の症狀あるときは往々子宮に炎症を發するの初徴な  
 ることあるが故に必ずしも招かざるべからず

#### 第七十一章 子宮の復故不全

原因は左の如し

一 胎盤又は卵膜片の遺残

二 褥婦が攝生を嚴守せざる時即ち早期の起床或は運動

其他必要な安静を缺きたる者

三 産褥熱及び淋毒性の炎症

四 多産婦

五 雙胎

六 強度の出血

七 早産

八 便秘等なり殊に小兒に授乳せざるが如きは其原因を

助くべし

九 症狀 子宮の收縮すること遅く其底高く位し壁は柔軟

にして弛緩し悪露の量甚だ多くして且久しく血液を混

じ時として第二週に至るも尙ほ赤色悪露を漏すことあ

り又往々純血を出す胎盤片の遺残に因する復故不全に在

りては産褥の初期に於て多量の出血を呈し後陣痛強劇に

して遺残片の大なるものは子宮口の哆開すること亦廣

く容易く指を送入して之を探知するを得るものなり卵膜

片の遺残せるものありては出血を呈すること多からず

して悪露の排泄頗る強く數日の後ち其殘片多くは自ら脱

出すべし

處置 直ちに醫士を聘して褥婦に安静を命じ若し胎盤

若くは卵膜の遺残にあらざれば助産婦は時々子宮を摩擦

し下腹部に冷巻法を施して其收縮を促し其他は凡て醫士

の命令に従ふべし

第七十二章 子宮位置の異常

前屈 分娩後子宮の頸部は柔軟なるが故に其後面に腹

悪露の頗る多量なるもの夥しく血液を混じたるも

の久しく血液を混するもの刺戟性の悪臭を帯ぶるもの過  
 早に閉止するもの又は永く持続するもの等は皆不正なる  
 悪露とす

原因 産褥熱子宮の復故不全子宮内膜炎外膜炎又は質  
 炎等に由来する他悪露腫子宮にて悪露子宮腔内に溜  
 積して外に漏れざることもあり多きは著るし子宮前屈  
 症又は胎盤の残片等によりて子宮口を栓塞せらるるに原  
 因するものなり

處置 悪露の過早に閉止し又は久しく持続し或は大量  
 なるも毫も他に異常なく褥婦又爽快を感ずるものは害な  
 し然れども若し餘り頗りに閉止せるか少しにても發熱する  
 加下腹部に疼痛を訴ふる時は速に醫治を受けざるべから  
 す又産褥の初め一二日間に於て夥しく血液を混する時は  
 子宮を摩擦して其收縮を促し下腹部に氷嚢を貼し且つ醫

痛便秘尿意頻數利尿少量等を來し又出血性悪露を漏す  
 子宮脱 は子宮未だ縮小せざるに起床し運動奴力等を  
 營むによりて發す其他妊娠前より本症を有するものは産  
 褥第三四週にして再發するものなり

處置 凡て此等の位置異常は速に醫士に委ぬるを要す

第七十三章 不正なる悪露

悪露の頗る多量なるもの夥しく血液を混じたるも

の久しく血液を混するもの刺戟性の悪臭を帯ぶるもの過  
 早に閉止するもの又は永く持続するもの等は皆不正なる  
 悪露とす

原因 産褥熱子宮の復故不全子宮内膜炎外膜炎又は質  
 炎等に由来する他悪露腫子宮にて悪露子宮腔内に溜  
 積して外に漏れざることもあり多きは著るし子宮前屈  
 症又は胎盤の残片等によりて子宮口を栓塞せらるるに原  
 因するものなり

處置 悪露の過早に閉止し又は久しく持続し或は大量  
 なるも毫も他に異常なく褥婦又爽快を感ずるものは害な  
 し然れども若し餘り頗りに閉止せるか少しにても發熱する  
 加下腹部に疼痛を訴ふる時は速に醫治を受けざるべから  
 す又産褥の初め一二日間に於て夥しく血液を混する時は  
 子宮を摩擦して其收縮を促し下腹部に氷嚢を貼し且つ醫

治を乞ふべし悪露中に久しき血液を混すれば褥婦をして臥床を離れしむることなく醫士の診察を求むるを要す其他悪露に悪臭を放つ時は猶豫なく醫治を乞ふべし此際醫士が助産婦に膣内洗濯を命せしが爲め之を施せる場合に於ては其使用せるイルリガートル及び咽管護膜管等は清潔に洗ひ後二十倍の石炭酸水中に浸し十分間以上を経ざれば他のものに用ゆべからず助産婦の手も亦嚴重なる消毒を要するは言を俟たず

第七十四章 膣及び外陰部の異常

膣炎陰門炎及び産褥性潰瘍 産褥中に於ては膣及び陰門の傷面より有毒なる細菌進入して其部に炎症を起し赤色となりて腫脹し往々潰瘍を生ずることあり而して輕度の發熱を伴ふ本症益々増進する時は惡露膿様となりて

惡臭を帯び種々高度の熱發あり 處置 多くは自然に治癒す故に助産婦はリゾール水にて外陰部を數回洗滌するの外妄りに處置せざるを佳とす 若し惡臭あるか發熱ある時は速に醫療を乞ふべし 陰唇及び會陰部の腫脹 時として分娩時に於ける腫若くは外陰部の挫傷により會陰及び陰唇に腫脹を生じ皮膚緊張して光澤を呈し浮腫狀をなすことあり此の如き腫脹は久しからずして消散するものなり 處置 一日二回一布仙の微温リゾール水を以て陰唇の内面に灌注を施し且つ其液を浸せるガーゼ片を貼用し卷法を行ふべし 陰唇の糜爛 惡露の濕潤によりて陰唇又は大腿の内面等に糜爛を生ずることあり然る時は二%の石炭酸水を以て洗滌し沃度仿談を散布すべし治癒し難きものは醫治を

要す

### 第七十五章 便通の異常

便秘 産婦は腹壓の減少すると腸運動の緩慢なることによりて分娩後数日の間便秘するを常とす若し便秘甚だしき時は腹部膨満疼痛嘔心嘔吐等を來し發熱することあり

處置 産婦第四日に至り便通なき時は灌腸を施すべし甚だしき便秘のため種々の症状を呈せる時は醫治を乞はざるべからず

下痢 産婦中に下痢を來す時は甚だしく身體を衰弱せしむ産婦に於ける下痢は時として頗る頑固となり容易に治せざることあり

處置 腹部に温巻法を施し醫治を受くべし

### 第七十六章 排尿の障害

尿閉 は産婦の初期に於て屢々見る所のものにして腹壓の減少により或は尿道の腫脹挫傷屈曲等によりて之を發す

處置 體位を變換して利尿を試ましむべし仰臥位に在りては習慣せざる爲め排尿し能はざることあり其他温巻法を下腹部に貼し効なき時は醫治を乞ふべしカテーテルは止むを得ざる時にのみ最も注意して用ゆべく殊に尿道に挫傷あるものゝ如きは始めより醫士に托さざるべからず

尿失禁 とは咳嗽哄笑等により腹壓の加はる時に不隨意に少量の尿を漏すものにして經産婦又は手術せし分娩後等に多し



處置 放置するも自然に治癒す只此際外陰部を屢く洗  
 滌し清潔ならしめざるべからず  
 尿瘻 膀胱又は尿道と膈又は子宮との間に瘻孔を  
 生じて之より絶えて尿を漏すものを云ふ瘻孔の所在によ  
 りて膀胱子宮瘻膀胱膈瘻尿道膈瘻等に區別す就中膀胱膈  
 瘻最も多し尿瘻の原因は兒頭骨盤内に侵入したるま久  
 時を我せるか器械殊に鉗子手術による分娩等にありては  
 軟部産道強く壓迫せらるゝが故に其一部分瘻に陥り以  
 て産褥期に至り瘻瘻部破壊して膀胱或は尿道等に瘻孔を  
 生ずるに基くものなり故に産褥の初め二三日間は尿閉若  
 くは排尿時の疼痛等起せども瘻孔を造るに至れば尿は  
 絶えず膈内より漏れ出で陰部に糜爛を起し且つ甚だじき  
 臭氣を放つべし  
 處置 醫治を乞ひ陰部に屢く洗滌を施し以て清潔なら

しむるを要す  
 膀胱加答兒 は不潔なるカテーテルの使用によりて發  
 す殊に産褥婦に於ては惡露を附着せしめて送入するが爲  
 めに本症を起すこと多し症狀は尿意頻數にして排尿時に  
 劇痛あり尿は潤濁して膿を混するこゝあり甚だじきに至  
 れば血液を漏す又本病は其毒質輸尿管を通りて腎臓に達  
 し遂に危険なる腎臓炎を發することあり  
 處置 酒類及び刺激性の食物即ち咸味強きもの又は辛  
 きもの等を禁じ多量の牛乳又は炭酸水を與へ下腹部に温  
 巻法を施し速に醫治を乞ふべし最も緊要なるは豫防法な  
 り即ちカテーテルは成るべく使用せざる様にし若し絶對  
 的に必要なる場合に於ては嚴重なる消毒法を施さざるべ  
 からず

第七十七章 下肢の異常

静脈の血塞 血塞とは血管内の一部に於て血液凝固し  
 て管腔を狭窄し或は閉塞するを云ふ産褥期に於ける下肢  
 静脈の血塞は既に妊娠中より存在し且つ産褥期に至りて  
 増大するにより或は産褥期に於て始めて之を發するによ  
 りて生ず而して此ものは單に下肢の静脈に原發すること  
 ありても又子宮静脈の血栓に續發することあり本症は多  
 くは産褥第一週の終りに發し患肢の疼痛及び麻痺を訴へ  
 浮腫は足部より漸次に上方に蔓延すべし此症は通例數日  
 にして消退するを常とすれども其下肢に稍久しき運動  
 困難を遺すことあり此血栓若し破砕して凝血の一片が血  
 流に混じり肺中に達する時は危険なる呼吸困難症を發する  
 に至る其他稀れに血栓部分に化膿を來し産褥熱の如き症

狀を呈することあり  
 處置 極めて安静に臥せしめ患脚を高くし摩擦を避く  
 べし其他本症は危険なる症狀を起すことあれば速に醫士  
 に托するを要す

白股腫 是大腿部の組織腫脹する疾病にして多くは  
 産褥の第二週中に現はれ大腿は腫脹して白色を呈し板の  
 如く硬固となり甚だしき疼痛を來し且つ發熱す而して其  
 腫脹疼痛は漸々蔓延して遂に全下肢を犯すに至るべし本  
 症の經過善良なる時は一二週にして腫脹疼痛共に消退す  
 と雖も若し不良なれば化膿に陥ることあり斯る場合に於  
 ては往々次章に詳述する膿毒症の如き症狀を呈す  
 處置 速に醫治を乞ひ静脈血栓に於けるが如き處置を  
 施すべし

神経痛及び麻痺 困難なる分娩殊に鉗子手術後に於て

下肢の神経痛或は麻痺を來すことあり此の如き症は通常一二日を経れば消退すと雖も稀には久しく持續することあり

處置 一二日にして治さざるものは速に醫治を受けしむべし

### 第七十八章 産褥熱

産褥熱とは分娩時に生じたる創面より有毒細菌が進入し以て全身に廣がり危険なる熱候を呈する疾病にして助産婦學中最も緊要なるものなり  
原因 産婦又は褥婦を取扱ふに際し消毒清潔法を嚴守せざるに基くものにして助産婦の手器具布片等の媒介により有毒細菌を生殖器内に進入するものとす  
症状 産褥熱に敗血症と膿毒症との二種あり從て其症

状も亦各々異なれりとす而して子宮の復故不全は二者共に之を發す

産褥性敗血症とは淋巴管よりする傳染症にして即ち有毒細菌を淋巴管より吸取し以て初め生殖器を犯し次で腹膜に及ぼし遂に全身を害するものを云ふ而して本症は産褥の第一乃至第三日に發し多くは惡寒戰慄を以て起り三十九度乃至四十一度の高熱を現し脈搏頻數にして最初より百二十以上を算す爾後熱候不正にして且つ間々三十八度乃至三十九度の低度に止まり殊に朝時は下降著るしく三十七度乃至三十八度に至る然れども脈搏は依然として疾數なるを見るべし患者は頭痛口渴食慾減損身體倦怠等を訴へ時としては精神昏昧することあり腹部は概ね惡露大量となりて惡臭を放ち往々陰部に産褥性潰瘍を現

はすべし本症は時として甚だ疾く急劇に衰脱し二三日に  
 して死することありと雖も多くは其経過稍々緩徐にして  
 不正規の熱候持続し脈搏益々其數を加へ鼓腸増進し便秘  
 を呈す患者は衰脱し眼は凹み顔面帶青色を呈し舌及び  
 口唇は乾燥して厚き苔を帯び皮膚は恰も浴るが如く發汗  
 することあり尿量を減少し間々蛋白質を出し泌乳は減す  
 るを見るべし此の如きに至れば多くの場合に於ては著  
 しく腹膜炎の徴を現はし腹痛を發し其疼痛速かに増劇し  
 悪心嘔吐頻りに來り呼吸は頻數となり脈搏増進して百四  
 十乃至百六十に達す而して患者は呼吸困難及び非常の苦  
 痛を訴へ精神昏昧若くは譫語を發す時としては死時に至  
 るまで其精神を變せざるものあり此の如くにして六乃至  
 八日の後ち遂に死に歸す其他又麻痺性症なるものありて  
 全く疼痛を缺き患者は毫も病症の重難なるを知らず加之

却て爽快を感することあり但し此際に於ても脈搏は疾數  
 にして殆んど算すること能はず四肢は漸次に缺冷し顔貌  
 不良となり言語澁り遂に死に至るものなり本症の経過遷  
 延し更に長く生命を保たしむるものありては毒質は肋  
 膜肺臟必臟腦等に達し危険なる症狀を呈し以て遂に斃る  
 べし  
 此の如く本症に犯されたる婦人は殆んど死亡を免れず  
 殊に脈搏百四十以上に達するか腦症を發するか嘔吐劇甚  
 なる時は頗る危険の徴なり但し一週間を経るも腹膜炎の  
 徴著るしからざるものは稍々治癒の望みあり  
 産褥性膿毒症とは靜脈よりする傳染症にして毒質は  
 主に肺腎脾肝心等の諸臓器に達し以て此等の組織を膿潰  
 せしむ其他肋膜炎眼球腦關節等をも犯すことあり本症は多  
 くは産褥第一週の終り若くは第二週中に現はれ腹膜炎を

缺くものにして悪寒戦慄を以て發し四十度以上の高熱を  
 來すも一二時間の後發汗と共に漸次に下降す而して一  
 二日若くは數時間を經て再び悪寒戦慄を以て高度の熱候  
 を呈すること恰も間歇熱の如し其發作間に於ける熱度を  
 低く稀には常度に止まることあり然れども若し多數の臓  
 器犯さるゝ時は高熱持續すべし又本症は犯されたる臓器  
 によりて其症狀を異にするものにして肺臓犯さるゝ時は  
 咳嗽血痰胸側刺痛等を發し腎臓を犯さるゝ時は尿量減少  
 蛋白尿血尿等を來し肝臓に發すれば強度の黄疸あり心臓  
 は敗血症に於ても亦犯さるべしと雖も本症によりて病變  
 を呈すること最も多く之を發する時は脈搏細小にして頻數と  
 し熱は著るしく下降することなく脈搏細小にして頻數と  
 なり早くより腦症を起して不安不眠昏睡等に陥る又往々  
 腦膜炎を發して頭痛頂部の強直及び全身の痙攣等の症狀

を現すべし其他眼球内にも化膿を起して劇しき疼痛を發  
 し失明に陥ることあり關節犯さるれば甚だしき疼痛及び  
 腫脹を來す  
 以上敗血症と膿毒症とを區別して述べたれども兩症相  
 合併すること多きを以て屢々膿毒症中に固有の敗血症  
 狀を發することあり而して膿毒症は敗血症よりも稍佳  
 良にして患婦の死亡數少なしと雖も尙頗る危険なるもの  
 なり殊に敗血症を合併し腹膜炎の症狀劇しく加ふるに心  
 臓犯され以て腦症或は腦膜炎症狀を呈せる時は到底治癒  
 すること能はざるものとす  
 産褥熱の處置 豫防法を以て第一とす即ち妊婦又は産  
 婦を内診する際には最も嚴重なる消毒法を行ひ分娩に要  
 する器具も亦頗る消毒法に注意し其他産婦褥婦を取扱ふ  
 には消毒清潔法を旨とせざるべからず

産褥熱は以上述べたるが如く最も危険なる疾病なるを以て本症の如き微あるを見れば速に醫治を乞ふべし而して腹痛ある時は下腹部に氷巻法を貼し患者の體力を保たしめんが爲めに牛乳ソップ葡萄酒等を與ふべく便秘あるも醫士の命令なくして灌腸を行ふべからず其他腔内洗滌及び凡ての處置は宜しく醫士の命令に従ふべきものとす助産婦若し産褥熱患者を處置せる時は必ず全身浴を行ひ新たに洗滌したる衣服を若し手を上膊に至るまで嚴重なる消毒法即ち温湯石鹼刷毛を以て十五分間洗滌し次に五分の石炭酸又は三布仙のリゾール水中に三分間浸し後ちアルコールにて洗ふの法を行はざるべからず然る後ち他の妊婦産婦褥婦等に接すべきものとす而して産褥熱患者に觸れたる器械衣服等は必ず煮沸消毒法を行なふべし

第七十九章 産褥に於ける淋毒

産褥に於ける淋毒は子宮内膜炎實質炎外膜炎及び骨盤結締織炎等を起し熱候を來すものにして既に妊娠中より存在せるか若くは分娩後新たに感染するによりて生じ淋毒菌は子宮腔内に進入し喇叭管卵巣等にも達し以て此等の諸臓器に急性の炎症を起さしめ遂に其周圍まで及ぼすに至るものなり而して妊娠時或は其以前に存せる淋毒は産褥時に至るまで毫も自覺症狀なくして經過し此時期に於て始めて其毒力を逞ふることあり其理由は分娩によりて子宮頸管擴張するが爲めに腔内に存在せし淋毒菌は容易く此部を通過して子宮腔内に進入するによるに其症狀も亦之に似たれども單に淋毒菌のみによりて病

變を發する時は稍之と異にす即ち分娩後七日乃至十日を経て中等度の發熱を來し脈搏頻數にして百至を越え惡露は惡臭を帶び且つ膿性分泌物を混じり多量となり子宮の復故不全を發す患者は下腹部の壓痛及び子宮周囲の知覺過敏を訴ふ而して其發熱高度なるも暫時にして下降し三十八度内外に止まるものなり産褥に於ける淋毒の特異點は分娩後稍々時日を経て發病すると發熱中等度なるに係らず脈搏の頻數なるにあり然れども時として産褥第三日若くは尙之より早く發病することなきにあらず

**處置** 豫防法を第一とす即ち淋疾の疑ひある婦人若くは其夫に淋毒を有するものは必らず分娩前に消毒液の腔内洗滌を行はざるべからず既に本病を發する時は速に醫治を乞ひ安靜に臥せしめ下腹部に氷嚢法を施すべし腔内洗滌は醫士の命令あるにあらざれば之を行ふべからず

第八十章 産褥に於ける丹毒

産褥期に於て生殖器の創面より丹毒菌進入し以て軀幹及び下肢に蔓延することあり本症を發する時は全身高度の發熱を呈し患部の發赤腫脹甚だし殊に其蔓延せんとする部分には赤色の線條を現すものなり

**處置** 速に醫治を受くるにあり而して助産婦若し本病患者に接する時は産褥熱患者に接したる時の如き嚴重なる手指の消毒并に全身の清潔法を行ふべし

第八十一章 産褥に於ける破傷風

破傷風も亦分娩時に生じたる生殖器の創面より傳染するものにして破傷風菌の進入によりて生ず本症は全身の痙攣及び強直を來し發熱甚だしきものなり

處置 速に醫治を乞ふべし

### 第八十二章 産褥中の偶發病

#### 第一 肺動脈の栓塞

身體の劇動便通時の奴責重物の提舉等によりて下肢若くは骨盤内靜脈の血塞が破壊し其一片血流に混じて心臟に至り其右室を経て遂に肺動脈内に達し之を閉塞するに至るものなり而して若し其大枝を閉塞する時は卒然として呼吸困難となり非常の苦悶を訴へ忽ちにして死するに至る然れども小枝を閉塞すれば其症狀稍々軽く適當の治方によりて快復することあり

處置 靜脈の血塞を有するものは身體を極めて安靜ならしめて本症を豫防し既に之を發する時は直ちに醫士を

招きその間胸部四肢等に芥子泥を貼し充奮劑を與へ且つ絶對的の安靜を命すべし

#### 第二 産婦の精神病

妊婦産婦等は精神最も過敏となり僅かのことにても著るしく感動するものにして産褥中精神病を來すは屢々見る所なり殊に全身の營養障害せられたるもの大出血疲勞時の授乳精神病の遺傳ある者等に發し易し又産褥中には傳染毒性精神病とて産褥熱若くは其他の熱性病の經過中に起るもの之酔毒性精神病とて子痾後に發するものとあり

産褥精神病は大別して二種となす一は躁狂と云ひ精神の亢奮甚だしく屢々粗暴の行ひをなすものにして或は嬰兒を殺さんとし或は床中より走り出でんとし或は絶え



す放語を發す他の一は鬱愛狂と稱し精神沈み諸事悉く悲  
 衰の感ありて屢く自殺せんと企つることあり凡て此等の  
 精神病は概ね分娩後不眠症を以て始まる  
 處置 必らず早く醫治を乞ふべし

第八十三章

乳汁分泌の異常

乳汁過泄及び乳汁漏 乳汁過泄とは乳汁多量に分泌  
 し絶えず流出するを云ひ乳汁漏とは授乳を廢せし後多  
 量なる稀薄の乳汁久しく分泌するものを云ふ此三症を共  
 に其婦人を衰弱せしめ貧血羸瘦視力衰弱等を來す  
 處置 乳汁過泄なるものは授乳を禁じ而して兩者共に  
 乳房に繃帶を施して壓迫し成るべく其分泌を制限し滋養  
 物を與へ且つ便通を佳良ならしめ其他醫治を乞ふべし

第八十四章

乳頭の損傷

乳頭の損傷 は其上皮軟弱なる者殊に初産婦に發し易  
 し故に上流の婦人若くは都會の婦人に多しとす其他乳頭  
 を不潔にして絶えず濕潤せしめ或は不規則なる授乳等に  
 よりて生ず  
 症狀 小兒の哺乳によりて皮膚に輝裂を生ずるものに  
 して或は始め水泡を作り破開して糜爛することあり乳頭  
 に損傷ある時は授乳の際劇しき疼痛を感じ時としては出  
 血す若し此損傷部を不潔ならしむる時は細菌附着して潰  
 瘍となり或は乳腺炎を發することあり  
 處置 妊娠中屢く乳頭を洗ひ其皮膚を強固ならしめ以  
 て其損傷を豫防せざるべからず而して分娩後は哺乳の時  
 間を定め且つ毎授乳時に乳頭を清水にて拭ひ不潔ならし

めざる様注意すべし既に乳頭部に輝裂或は糜爛を生ずるに至れば授乳後二%の石炭酸水を以て洗滌し硼酸軟膏又はオレフ油を塗布し授乳時に至れば之を洗ひ去るべし乳頭は脱脂綿を以て被ひ成る可く衣服の摩擦を避けしめんことを要す若し糜爛甚だしければ授乳を廢し醫治を乞ふべし又授乳の際疼痛劇しき時は乳頭帽子を用ひ之より吸乳せしむるを良とすれども小兒は之に吸嘔じ難く頗る忍耐を要するものなり

### 第八十五章 乳腺炎

**原因** 有毒細菌が乳汁の排泄口より或は乳頭の損傷部より乳腺内に進入し以て急性の炎症を起すものにして此細菌は小兒の口より傳へられ或は褥婦自身若くは助産婦の手より悪露其他の不潔物を導くによりて來る殊に乳頭

の清潔法を怠りたる時に多し  
**症状** 産褥中多く發する疾病にして分娩後凡そ第二三週に發病し先づ惡寒戰慄あり次で發熱し乳房には疼痛甚だしく發赤腫脹し之に觸るれば硬固なるを認む又乳房より腋窩部に向て牽引性の疼痛を訴へ腋窩の淋巴腺腫脹し同側の上部を運動せしめ難きに至ることあり此の如き症状は二三日にして消退することあれども多くは化膿に陥り終に破開し多量の膿汁を漏す然る時は發熱疼痛腫脹等直ちに消散すべし  
**處置** 第一に豫防法を行ふべし即ち小兒の口中及び乳房等を清潔にし決して惡露の附着したるものを乳房部に持ち來すべからず損傷あらば殊に其清潔法に注意し直ちに適當の治法によりて之を治せしむるを要す既に乳腺炎を發すれば授乳を禁じ冷罌法を行ひ提乳帶を以て之を鈞

り擧げ便通を佳良ならしめ其他速に醫治を乞ふべし

第九編 初生兒の發育及び其取扱法

第八十六章 初生兒發育の狀態

初生兒 又は母體より娩出せられたる後其臍帶脱落する迄を云ふ

體溫 初生兒の體溫は分娩後二時間にして速に下降し三十五度に至るも二十四時間を經過する時は三十七度に達するものなり

涕泣 初生兒娩出せらるる時は直ちに高聲を發して泣き暫時にして睡眠し六乃至十時間の後ち醒めてまた涕泣す是餓を訴ふるなり爾後健全に發育するものありては飢餓を感ずるの外襦褌濕れるか又は蚤の刺したるか等の外は著るしく泣くものにあらず

體重 分娩直後に於ける初生児の體重は平均三千瓦を有すと雖も三四日間には凡そ二百瓦許り減少す是胎糞の排泄多量なるに係はらず哺乳未だ充分ならざるが故に營養不良となるに基くものなり第七日乃至第九日に至れば最初の體重に復し第四箇月にして其二倍に達し第十二箇月に於ては三倍となる

排便 初生児が生後始めて排泄する大便は帶赤綠色にして軟泥狀を呈す之を胎糞と云ふ胎糞の排泄は凡そ三日に亘り下劑の効ある初乳の飲用によりて其腸内に停滯する所のものは悉く排泄せらるる第三日以後に至れば大便漸次に帶黃色となり稍濃厚なる粥の如き狀を呈す若し此中に白色の小片を混するか又は綠色に變する時は小児の身體に疾患あるの徴なり又便通の數は一日凡そ四五回なるを常とす若し一回若くは二回なる時は稍秘結せるも

のなり 排便 初生児は膀胱内に尿を蓄ふること甚だ少なきが故に分娩の第一日中に排尿するもの稀にして多くは第二日の始めに利す時として第二日の終りに至るまで排尿せざる者あり爾後一日十乃至十五回の利尿あるものにして其度の多きは小児の健康を徵すものなり

臍帶の脱離 臍帶の斷端は通常五六日に於て腹壁の接際より脱離し第十一乃至第十五日を経過すれば脱離端癒合して臍を形成すべし時として第三日に於て既に脱離するものあり又十日の遅きに至り始めて離るものあり

齒牙の發生 小児は生後六箇月乃至八箇月に至れば中央の門齒二枚を下顎に生じ次に上顎にも亦二枚を發生し二年の終り若くは三年の初めに至るの間は於て上下各十枚の齒を生ず之を乳齒と云ふ乳齒は七八歳に達すれば漸

々く脱落して永久齒と交換す

### 第八十七章 初生児の取扱法

#### 第一 沐浴

沐浴は只小児の身體を清潔ならしむるのみならず身體を温暖にし且つ其生活機能を活発ならしむるの作用ありが故に最初三箇月間は必ず毎日一回宛之を行ふべし浴湯の温度は攝氏三十六七度なるを良とす但し本邦人は之より稍高き温度を要するものなり而して時日を経るに従ひ漸次其温度を減じ凡そ三十四五度に至らしむるを良とす浴湯の温度は毎常浴用檢温器を用ひて之を定むべし否らざれば多くは熱きに過ぐるが爲め皮膚に損傷を發し臍の治癒を妨害し又神經を刺戟して甚だしきは全

身の痙攣を發せしむることあり  
 沐浴の方法 小児を沐浴せしむるには豫め準備せる沐浴槽に上記の温度を有せる温湯を注ぎ槽の過半分に達せしむ而して小児の項部を助産婦左手の胸前上來らしめ

手指を以て兒の兩手を把握し右の手掌を以て臀部を受くるか又は兩脚を握みて槽中に入れ右手を以て全身を無刺戟性の善き石鹸を軟かき布片にて強き力を加ふることなく徐々に洗ふべし此際産婆のなすが如く助産婦自己の足を浴湯中に浸す様のことは決して行ふべからず又沐浴の際には小児の耳孔眼口中腔等に温湯の入らざる様注意するを要す其他眼中決して浴湯に觸れしむることなく別に清潔なる温湯を器中に盛り置き軟かき布片を之に浸し外皆より内皆に向て軽く拭ひ口中も亦別に清き温湯に浸ししたる布片を以て丁寧に拭ふを良とす然る後ち全身を洗

ぶべきものなり第一回の沐浴の際には初生児の身體に血液  
結液胎脂等を附着するを以て丁寧に洗除すべし胎脂は時  
として硬くなり夥しく皮上に附着することあり此の如き  
場合に於てはオレフ油若くは卵黄を塗布して洗ふべし若  
し悉く之を洗除し難き時は第二回の沐浴時に洗ふべし決  
して強き力を以て摩擦すべからず又沐浴の時間は凡そ十  
分間となし早きに過ぎ或は遅きに失することなき様注意  
すべし

沐浴後の處置

既に沐浴を終らば之を柔軟なる布片殊  
に大なる西洋手拭の上を受けて丁寧に皮膚及び皺間の  
濕潤を去るべし然らざれば往々糜爛を生ず殊に肥満せる  
小兒は之を來し易きを以て注意し頸部腕窩股間等に亞鉛  
華澱粉を散布するを良とす此際能く兒體を檢し創傷骨傷  
等なきや或は畸形殊に肛門及び臍口の閉鎖等を有せざる

やを確むべし若し畸形を發見する時は直ちに之を母體に  
告ぐることをなく密に家人に談し速に醫治を受くべし次で  
臍帶斷端の處置を施し以て豫め温め置きたる衣服及び襪  
襪を纏ひ床中に臥せしむべし

第二 臍帶斷端の處置

臍帶の斷端は最も清潔に取扱はざるべからず否らざ  
れば其斷面の創部より細菌進入し危険なる疾病を起すこ  
とあり故に又助産婦が日々の訪問に際しては必ず母よ  
りも小兒の處置を先きにするべきものなり今小兒の沐浴を  
終へ臍帶の斷端を處置せんとすれば助産婦は先づ其手指  
を洗滌し五十倍の石炭酸中に浸して後ち臍帶を取扱ふべ  
し即ち第一に其結紮部を檢し出血なきや結紮糸は弛み居  
らざるや等を確かめ若しも疑はしき時は更に緊しく結紮

を施し其断面にデルマトール又は硼酸末を散布しガーゼの消毒せるものを以て臍帯を被ひ其断端を上方に向け少しく左方児の右方に偏せしめて軽く臍帯を施し腹壁に固定すべし而して臍帯脱離し其痕痕全く癒ゆるに至るまでは沐浴毎に綳帯を交換するを要す交換の際臍帯はガーゼに固着せるを以て注意して解き浴湯中に入れガーゼを湿润せしめて徐々に取り取るべし

### 第三 大小便の排泄

初生児は一日數回大便を排泄すべきものなるが故に若し其通利遅き時は微温湯或は牛乳と微温湯等分のものを又はグリスリンと水と等分のもの其他薄き加密列浸等を以て灌腸を行ひ通利を促すべし又授乳婦に多量の飲料を與へ乳汁を稀薄ならしむる時は容易く通利することあり

頑固なるものは醫治を要す尿も亦第二日以後は屢く排泄するものなれば若し第二日を経過するも毫も尿通なき時は速に醫治を受くべし小児是迄能く排泄せしに係はらす尿閉を來す時は間々危険症を發するの兆とす生後三箇月を過ぎたる後は時を定めて大小便を促して排泄せしめ以て居ながら衣類を汚さざるやう習慣せしむべし

### 第四 全身の清潔法

凡そ小児を健康に成長せしめんには其身體を始終清潔に保たざるべからず即ち毎日小児を沐浴せしむるの他一日一回微温湯を以て身體を拭ひ其温度もまた漸々減じて二十度許りに至らしむ此の如くすれば次第に小児の皮膚を強壯ならしめ以て感冒を豫防し得べし其他小児は大小便の排泄屢くなるを以て不潔となり易し故に二三時

間毎に檢し若し汚染せる時は毎回丁寧に拭除し襟襷及び衣服の濕潤せるものを去り乾燥して温暖となしたるものと交換すべし又小兒の室は日當り能くして明るく且つ乾燥せる所を撰び能く空氣を流通せしめ以て種々の臭氣等を止むべからず

### 第五 吐乳

小兒の胃は比較的小なると其彎曲少なきとより甚だ嘔吐し易し故に一時に多量の乳汁を飲ましむる時は往々吐乳するものなり然れども他に疾病なきものは敢て其成育に害なしとす只煩はしきが爲め一時に多量の乳汁を飲ましむべからず

### 第六 被服物

衣服は氣候の寒暖によりて異なりと雖も其時期に應じて之を着せしむべし温暖に過ぐるものは害あり然れども時候の變り目にありては注意し稍々暖かきものを用ふるを良とす又小兒の衣服は成るべく寛にして軟かきものを撰び襟襷紐等にて堅く締むることなく小兒の手足をして自由に運動せしむべし小兒の頭部は全く被はざるを良とす然らざれば却て頭部の皮膚を弱からしめ感冒に罹り易き癖とすることあり其他眼に強き光線或は塵埃入り又は細蚊等を防ぐが爲め紗の如きものを以て製せる蚊帳を用ふべし

### 第七 臥床

初生兒の身體は甚だ纖弱にして大に冷え易きが故に夏季を除くの外は最初一二週の間床中に温婆を入れて



温むべし小児の臥位は側臥を良とする之れ嘔吐の際其吐出を容易ならしめ以て喉頭氣管等に進入するを防ぐの利あり又小児を慰むるが爲めに其身體を動揺し或は搖籃に入るゝ等は宜しからず是が爲め尙薄弱なる腦を動揺し遂に痴鈍ならしむること屢く之あればなり故に初めより動揺せしめずして静穏となる様慣らしむべし

### 第八 睡眠及び起臥

初生児殊に早産児にありては成るべく多く安眠せしめ決して之を妨ぐべからず然れども授乳時刻に至れば醒覺せしめ之を興ふるを要す又小児は生後三箇月間はなるべく臥床に平臥せしむるを良とするれども小児が頭を擧げ或は身體を動揺して平臥を欲せざるの様子あれば身體を温暖にして之を堅に抱き擧ぐべし此際決して動揺せし

むることなく又初めは此位置に保つこと久しきに過ぐべからず分婉後七八箇月に至れば小児を蒲團の上に座せしめて種々の玩具を興へ漸々匍匐を始めしめ物を支へて立ち稍歩行を營むに至れば兩手を小児の腋下に挿入して胸廓を兩側より保ち身體を支へて其歩行を助くべし然れども強て早く歩行せしめんとし又は手を牽引して歩行を助くるが如きは甚だ害あるものにして時として骨折脱臼等を來す凡て小児は其脚に力づけは自ら歩行し得るに至るべきものなり

### 第九 外出

小児は夏季或は天氣の温暖なる日には分婉後九日を経ば暫時間づゝ家外に逍遙せしめて可なり此際手に抱くを要す保母車に乗するは注意して其動揺を避くる時は

差支なしと雖も尙ほ最初の間は之を廢するを良とす人の背に負はしむるが如きは全く禁せざるべからず何となれば此の如くすれば弱き小児の胸廓を壓迫し呼吸の困難を感せしめ且つ胸廓の發育を妨ぐを以てなり

### 第十 食物

小児の食物は出産後九箇月間は勿論母乳なりと雖も既に九箇月を経過する時は消化し易き食物を與へ決して飽食せしむべからず即ち初め三四日は軟き糜粥葛湯等に少量の食鹽及び砂糖を加へたるものを與へて慣れしめ虚弱なる小児にはこの外鳩肉鶏肉等のソップ又は鶏卵の半熟にせるもの等を與ふるを良とす此等のものは始め一日一回半椀づつを與へ後に一日二回となり漸次増量すべし又小児の食物は種々取り替へざるを可とし殊に此の如

き食物を與へてより初めの一箇年間に於て然り小児を懋めんが爲めに砂糖を充たせる布襪を含ませしめ或は妄りに砂糖水を飲ますは甚だ不良なる結果を來す即ち之が爲めに口内及び胃中を酸敗せしめ泡末を生じて小児の食欲を減じ終には全身の營養を害するに至る加之ならず布片にて製したる乳頭を口内に入れ置けば小児は屢く之を吸引して氣管を閉塞し窒息によりて死を致すことあり故に助産婦は此等の悪習を固く誡むべし又分娩後一箇年間は決して固きもの殊に菓子類を與ふべからず之れ小児の消化器は未だ完全なる消化力を有せざれば唾液缺乏して腸胃甚だ薄弱なるが故に若し之れを與ふ時は一二週間を経るの後ち小児の腹部膨大して漸次硬固となり大便の排泄は不正にして且つ其便に凝塊を混へて綠色を呈し甚だ悪臭を放つべく小児は腹痛に惱みて甚だしく涕泣し遂に瀕

瘦して死に至る又幸に死を免ると雖も虚弱多病の身となり人生の幸福を得ること能はざるべし

### 第十一 齒牙發生時の變狀

小兒齒牙の發生する時期には通常其小兒は病氣に罹り易きものなりと雖も若し適當の營養物を與へて正しき看護を施す時は著るしき變化を伴はずして發生すべし又此時期に於ては多量の唾液を分泌して頰部は屢く紅色を呈し食物を嫌惡し時々劇しき嘔吐を發し或は下痢を來し涕泣し易く又睡眠中突然號泣し或は突然不明の發熱を來すことあり故に此時期には不適當なる營養及び寒暖に過ぐる等のことなき様最も注意すべし若し小兒實際疾病に犯さるゝ時は直ちに醫治を請ふべきは論を俟たず

### 第八十八章 人工營養法

小兒を營養するは母の乳にしくものなしと雖も授乳を禁すべき場合或は乳汁不足したる場合等に於ては兒の健康を保たしむる爲に人工營養法を行はざるべからず然れども若し適當なる乳母ある時は人工營養を廢し乳母につけしむるを良とす而して人工營養を受けたる小兒は一般に虚弱にして少しの不適當なることも直ちに身體に害を及ぼすものなれば之を養育することに就ては頗る綿密なる注意を要す人工營養品としてはなるべく人の乳汁に似たるものを撰ぶべし此目的に最も適當せるものは牛乳なりとす若し山間壁地にありて牛乳を得ること能はざればコンデンスマルクを用ふべし米粉其他各種の乳粉等は與へざるを良とす然れども絶対に與へざるを得ざる事情ある

時は三箇月後に於てすべし分娩後未だ一箇月を経ざる小児は粥等と與ふるは頗る害ありとす

### 第一 牛乳の撰擇

牛乳はなるべく新たに搾りたるものにして且つ數牛の乳汁を混和せるものならざるべからず又其牛は枯草を以て飼養せるものを良とす青草を用ふる時は小兒をして下痢腹痛を發せしむ其他牛乳にして其臭氣を變じ又は炎沸して疑固しむらくの生ずる時は腐敗せるものなれば注意すべし

### 第二 牛乳の用法

牛乳は人工營養品中最良のものなりと雖も尙ほ人の乳に比すれば消化し難きが故に之を與ふるには水を混じ

て薄め且つ少量の砂糖を加へて甘味を補はざるべからず又たとへ新鮮なる牛乳と雖も塵埃其他の不潔物を混するを以て之を用ふる際は必ず消毒するを良とす  
牛乳稀釋法 牛乳の稀釋は小兒の狀態により之を異にす即ち虛弱なる小兒は健康なるものより稍薄きを良とす又小兒便秘するか若くは其便中に白色にしてぶつ／＼のもの混するか又は綠色の便を下痢する時は其牛乳濃きに過ぎ消化不良を起したるの徴なれば更に薄むべし今牛乳稀釋の標準を擧ぐれば次の如し

第一箇月中	一週以内	牛乳一	水四
第二箇月より第二箇月中	一週以後	牛乳一	水三
第四箇月より第五箇月中		牛乳一	水二
第六箇月以後		牛乳一	水一
		牛乳一	水〇

以上の如く薄めたる牛乳中に甘味をつくるには乳汁二百瓦に就き砂糖又は乳糖六瓦の割合に混すべし之を簡便にするには豫め二十倍の砂糖水を造り置き前記の表に従ひて牛乳に混和するを良とす

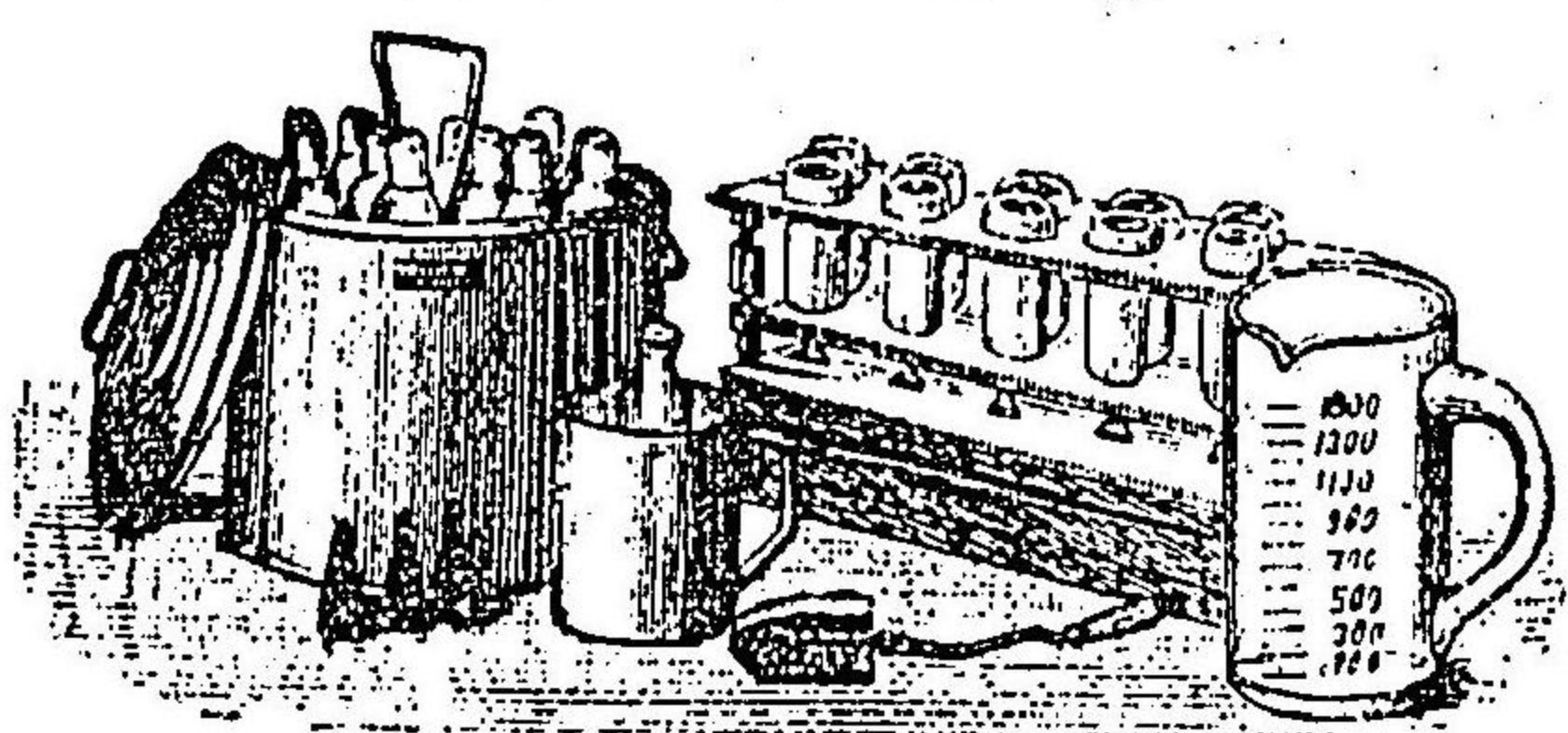
牛乳消毒法 牛乳を消毒するには其稀釋したる者を凡そ一回の哺乳量を容るべき壺に入れ壺口には綿花を以て栓し少しの湯を盛たる釜中に樹て三十分間煮沸すべし而して毎授乳時に之を消毒するは甚だ煩しきを以て毎朝其一日の量を數個の壺に入れ一壺には一回の分量を入れるべし消毒するを良とす此消毒したる各壺の栓は用に臨みて除くべく安りに開閉すべからず之を消毒するに最も完全なるはリッキスレー氏の煮乳器を以てするにあり

煮乳器の使用法

装置を有す

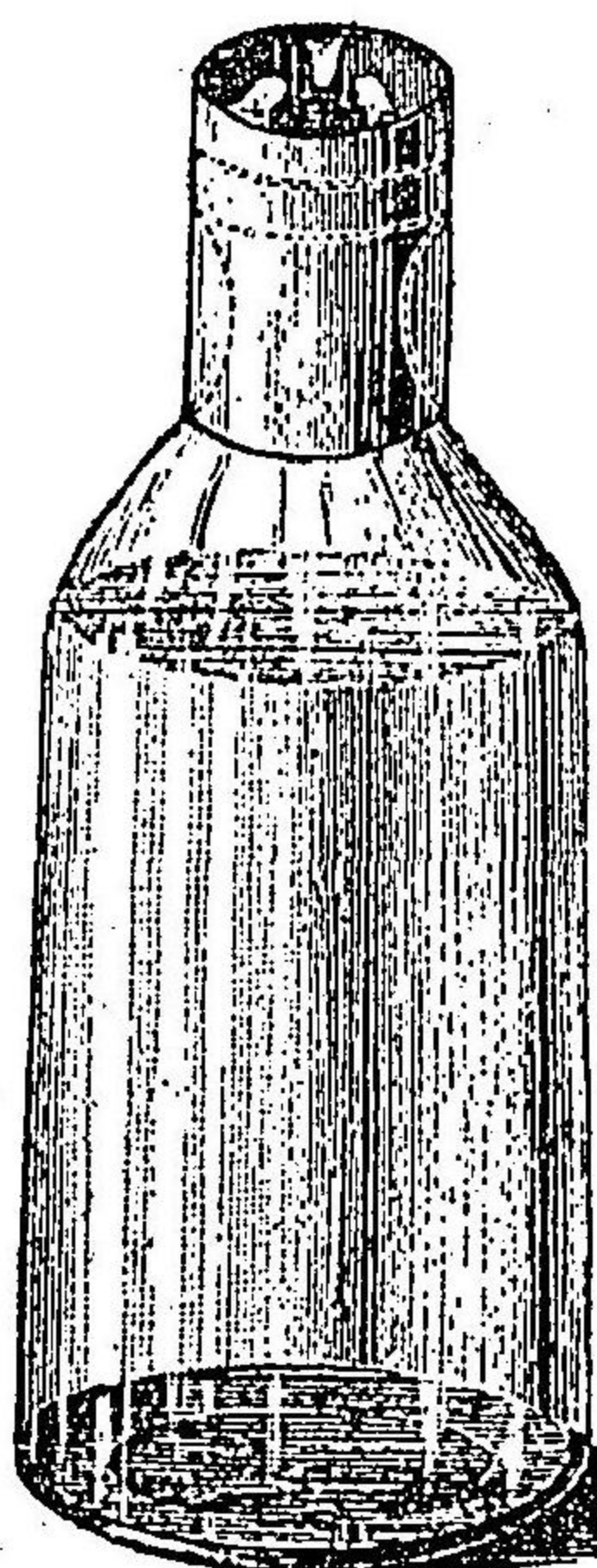
リッキスレー氏の煮乳器は次の如き

圖二十九第



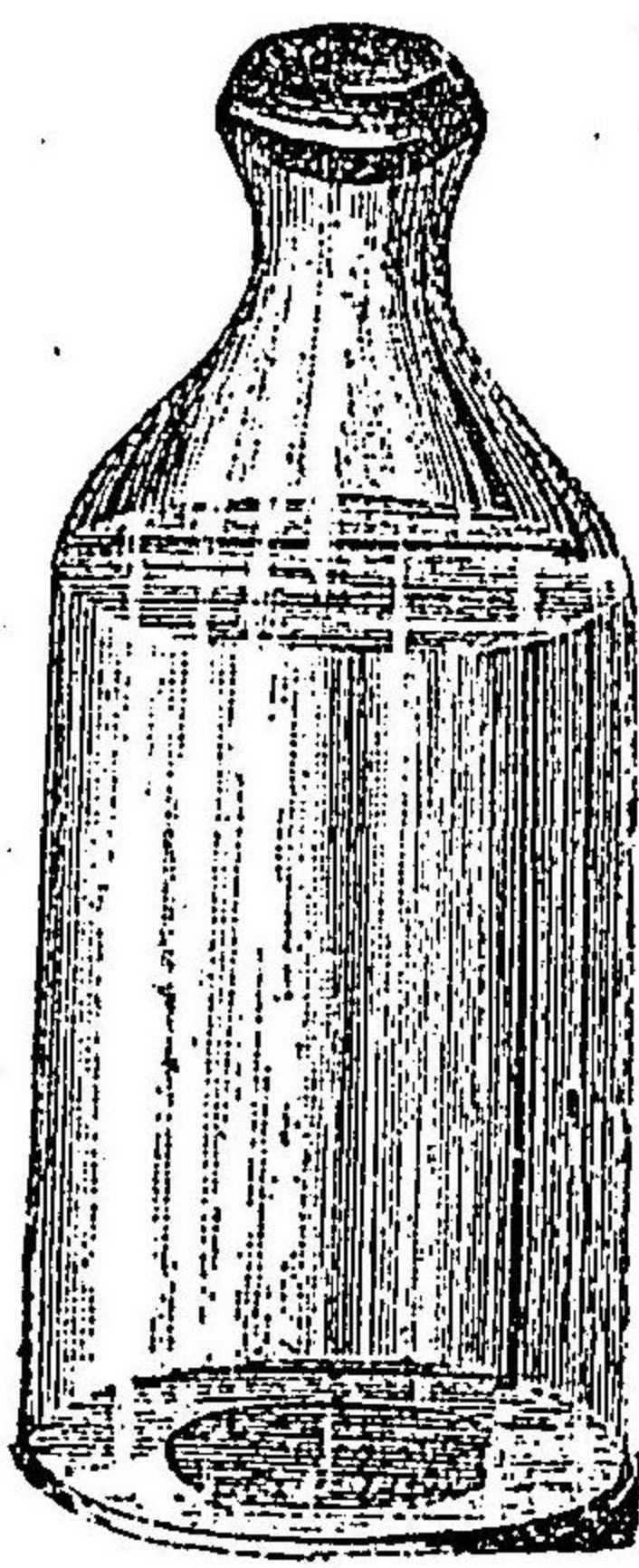
牛乳消毒装置

圖四十九第



上同

圖三十九第



瓶汁乳

- (一) 硝子製液量器一個但し口嘴を有するもの此器に牛乳を稀釋し或は之を瓶中に移すに用ゆるものなり
- (二) 乳汁瓶二十個但し其量百五十瓦乃至二百瓦を入れるべきもの 此瓶は牛ば牛乳

の冷却に用ひ他の牛乳の煮沸に用ゆるものなり

(三) 鐵製鍋一個但し瓶架を備へたるもの 此鍋は十個の乳汁瓶を一度に煮沸す

べき爲めに用ゆるものなり

(四) 二重の底を有する罐一個 此器は乳汁を小兒に與ふるの前其乳汁瓶を温むる

爲めに用ゆるものなり

(五) 瓶蓋一個但し引出しを有するもの 此引出しには護謨製圓板十二個保護蓋吸

子五個圓形の刷子一個等を入る

今之を使用せんとするには豫め稀釋し且砂糖を加へたる牛乳を液量器に盛り一日間の用量を取るべし但し此液量器は一千五百瓦を入るべく百瓦毎に度目をつけたるものなり次で之を各乳汁瓶へ分ち移すべし此際充分に瓶中に満すべからず此の如く乳汁を入れたる瓶の口は各護謨製圓板を以て覆ひ更に保護蓋を被らしめ後ち各個の瓶は煮沸用の鍋の中に置ける瓶架に各々一個づゝを挿入し次いで乳汁瓶の中に入れたる乳汁の高さに至るまで鍋の中へ水

を盛り鍋に蓋を覆ひて火上にのせ沸騰を始めてより凡そ三十分間熱したる後ち其蓋を取り水蒸氣の噴出稍衰ふるを待ち瓶架と共に乳汁瓶を取り出すべし而して之を放置する時は其瓶の漸々冷却するに従ひて外氣の壓力の爲めに護謨製圓板は自ら瓶口に固着せられ既に十分間を経過すれば圓板は更に外氣に壓せられて内方に凹み強く瓶口を密閉するなり此の如く一回煮沸に用ひたる圓板は一方に凹陷せるが故に次回には凸面を上方に向けて瓶口を被ふべし今小兒に此乳汁を與へんとするの際既に冷却せる時は之れを温めざるべからず即ち一個の乳汁瓶を取り二重の底を有せる罐の中に入れ且つ其罐内には冷水又は微温湯を満たしめ之を火上にかけ適當なる温度となすべし其温度を検するには軽く乳汁瓶を振盪して頬上に貼て試み若し温暖或は寒冷を感ぜざれば即ち體温に均しきものに



第五日 三二五  
 第六日 三六〇  
 第七日 三九〇  
 第八日 四一五  
 第九日 四四五  
 第十日 四八〇  
 第十一日 五一五  
 第十二日 五五〇  
 第十三日 五八五  
 第十四日 六二〇  
 第十五日 六五五  
 第十六日 六九〇  
 第十七日 七二五  
 第十八日 七六〇  
 第十九日 七九五  
 第二十日 八三〇  
 第二十一日 八六五  
 第二十二日 九〇〇  
 第二十三日 九三五  
 第二十四日 九七五  
 第二十五日 一〇〇〇

乳母は小児を人工營養するの  
 際甚だ必要なる物にし  
 て數種あり殊に近來製せられたる  
 哺乳器は最も適當なる  
 ものにして乳汁の吸引に強力を要  
 せず且つ急速に多量を出さず加  
 ふるに器内の洗滌は最も容易なる  
 の利あり凡て哺乳器を使用せし  
 後は其度毎に遺存せる乳汁を捨て  
 直ちに清水を以て能く洗滌し殊に  
 防護製の吸管内を丁寧に洗滌すべし

第八十九章 乳母

若し其産母が自己の乳汁

を小児に與ると能はざる

場合には強壯にして健康なる乳母を撰びて其乳を用ふる  
 を良とする而して乳母の良否を判断するは困難にして助産  
 婦にては之をなし得ざるが故必ず士に依頼すべし然  
 れども助産婦は如何なる方針を以て乳母を撰ぶべきもの  
 なるやを詳く知らざるべからず依て左に乳母たる者に必  
 らす必要なる資格を述べし  
 一 乳母は其年齢二十歳乃至三十歳の者を以て適當と  
 す之より年齢の若きに過ぐる者或は亦年長けたるもの共  
 に適當ならず  
 二 乳母は生來温順にして偏癢なき者を選び常に精神  
 を安靜に保たしむべし  
 三 乳母は健康なる両親より生れ其身體及五官共に健  
 全なるべく皮膚は清潔にして筋肉能く發育し呼吸に厭ふ  
 べき臭氣なく腋臭等を有せざるものに限る



四 乳母はなるべく分娩後四週乃至六週を経過せるものを可とし且つ乳母の分娩時日は産母の分娩時よりも一箇月早きを良とする

五 乳房は癰痕及び硬結等なく皮膚病を存せず授乳せしむるの後は直ちに再び充實すべく又其の分泌する所の乳汁も佳良なる性質を有すべきものとす其乳母が分娩したる小兒其の乳汁によりて良く成長し且つ現に健康なるを認めれば則ち此乳母の乳汁は良好なるものたるを知るべし故に乳母を撰ぶの際には必ず乳母が産みたる小兒を見らるべきことを忘るべからず若し其小兒の營養不良にして皮膚病等を病み甚だ不潔なるを認むる時は其乳汁は必らず不良なるものと知るべし  
其他乳母をして常に健康にして良き乳汁を多量に分泌せしめんには乳母が從來慣れたる粗末なる食物及び不完

全なる生活法を急速に變化せしめて漸々他の適當なる食物に移し且つ適良なる生活法に代ふべし就中日々屋外に出でる身體の運動をなすは特に必要なりとす其他一定なる事業に服せしめ前章に述べたる所の哺乳兒に必要なる總ての規則に従はしむべし

第十編 初生兒の異常及び其取扱法

第九十章 初生兒の假死

初生兒の假死とは胎兒室息に陥り産出せらるゝと雖も呼吸を營まず且自ら四肢を運動し或は聲を發して啼泣する等の事なく而して尙僅かに幽微なる心音を聴取し得べきものを云ふ若し心動全く停止する時は之を眞死と稱す

原因 分娩時に於て胎兒尙母體內に在るの際其血行障害せらるゝによりて發すること多し故に臍帶の壓迫胎盤の早期剝離産出期の遅延母體及胎兒の大出血等に來し易く其他小兒頭蓋の壓迫せらるゝ場合即ち狹窄骨盤鉗子手術等に於ても亦之を發す

症状 胎児子宮内に在りて將さに假死に陥らんとする時は陣痛間歇時と雖も心音甚だ緩徐にして間々不正となり後ち變じて著るしく疾數且微弱となるに至る而して胎を漏し羊水を混濁せしむ但し骨盤端位の分娩に於て胎を漏すは敢て假死せんとするの徴候にあらず

娩出せられたる小児が假死に陥れる時は其輕重に從つて症状に差異あり

(第一)輕症なる假死にありては顔面青色を呈して腫脹し臍帶は甚しく緊張し搏動閉止せるか或は尙僅かに微弱の搏動を存し産瘤亦強く緊張せり而して四肢は未だ全く弛緩するに至らず心音は尙稍強し

(第二)重症の假死に於ては顔面及全身の皮膚は蒼白色にして瘦削し四肢柔軟となりて全く弛緩し口及び肛門は哆開すべく臍帶は萎縮して搏動することなし産瘤も亦頗る

弛緩して柔軟となれり心音は頗る幽微にして僅かに聴取し得るのみ

處置 假死の輕重に從つて其處置を異にす輕症なるものは先示指若くは小指にガーゼを巻き附け之を小児の口内にに入れて咽頭及び口腔に存する粘液を拭ひ取り以て空氣の出入を容易ならしめ手掌を以て臀部若くは心下を軽く打つべし之にて蘇生せざれば速に臍帶を結紮し温湯中に入れ胸部殊に心臓部若くは背部に冷水を注ぐべし又羊水粘液或は血液等が咽喉及び其以内に止まり手指を以て除去し難き時は氣管カテーターによりて之を排出せしめざるべからず即ち咽頭に示指を送入し氣管の上端に在る蓋の如き軟骨即ち會厭軟骨を少しく上方に擧げ此指を導きとしてカテーターの一端を氣道内に入れ助産婦は自己の口を以てカテーターの一端に附着せる吸ひ口より異物(羊水粘液

若くは血液を吸ひ出すべし時としてカテーテルの刺戟によりて呼吸を發起する場合ありカテーテル使用の際誤て之を食道内に送入することなき様注意すべし是等の法を施すも効なき時はプロヒョーニツク氏人工呼吸法或は緒方氏打拍蘇生術を行ふを要す若しそれ重症なるものにありては宜しく最初よりシユルツェー氏振搖蘇生術或は緒方氏振搖蘇生術を行はざるべからず

プロヒョーニツク氏人工呼吸法 先づ左手を以て小児の兩足を握るべし此際足部の滑脱を防がんが爲にガゼ片にて之を纏ひ而して助産婦の示指を兩足間に入れ指及び他の指を各足の外側に貼して固く握るなり若し適當なる助手ある時は此者に兩足を握らしむるを良とす此の如くして小児を倒し懸垂し助産婦は右手若くは兩手を以て胸部を握り壓しては緩め緩めては又壓すると恰も

呼吸運動を營めるが如くなし反覆之を行ふべし此法は小児を懸垂するが故に其上肢下垂して胸廓及び肺臓を擴張せしめ以て吸氣を營むべく手を以て胸部を壓すれば胸廓及び肺臓は壓縮せられて呼氣を營むなり而して本法を行ふには最初二三回は軽く壓し氣道内に存せる液質の全く流出せる後ち稍強く壓すべし

緒方氏打拍蘇生術 先一手の掌上に小児を仰臥せしめて其背部を握り頭部と四肢とを垂下せしむべし然る時は軀幹は伸び胸部は前方に凸隆す茲に於て他手の指端を駢列せしめ其掌面を以て軽く心臟部を打拍するなり此際成る可く駢列せる指端を以て且規則正しき彈撥様運動を營むべし打拍の反覆時間は一分間に十回乃至十五回を以て度とす此の如く小児の軀幹を伸張せしむる時は胸廓は擴張すべく從て兩肺を膨脹し空氣を吸入して以て吸息

を營み之を打拍すれば外方より加はりたる壓迫によりて  
内部に位せる肺臓を壓し此中に存する空氣を驅出し以て  
呼吸を營むなり

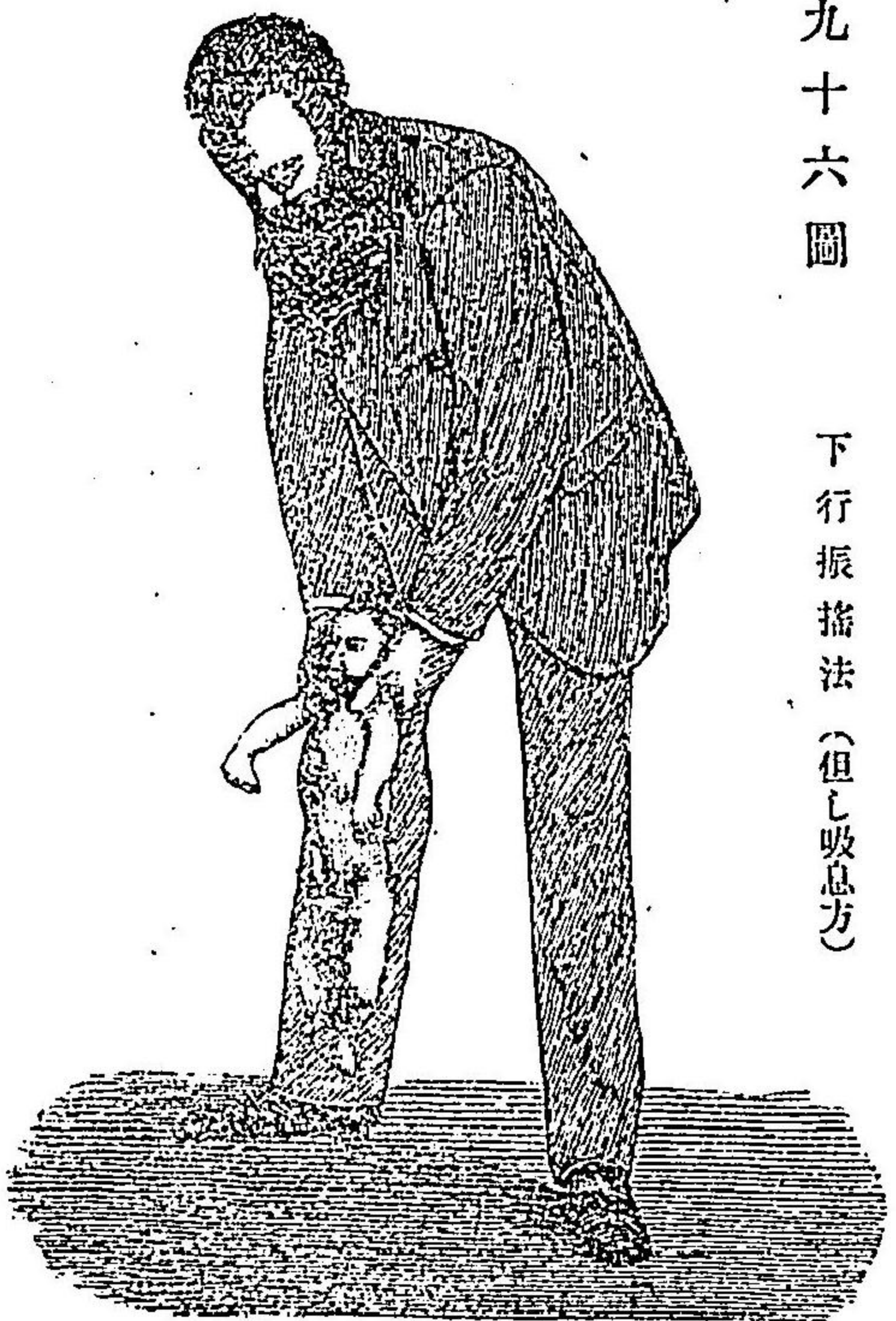
圖五十九第



指部を術者の膝の高さに持ち來し拇指を兒の胸面に他の四  
指を背面に貼して其肩胛部を握り兩腕部の間に兒頭を保  
て立ち小兒を前方に開  
は稍兩脚を開  
段に區別す  
法にして之を三  
廣く行はるゝの  
振搖蘇生術  
シユルツエ氏

第九十六圖

下行振搖法 (但し吸息方)



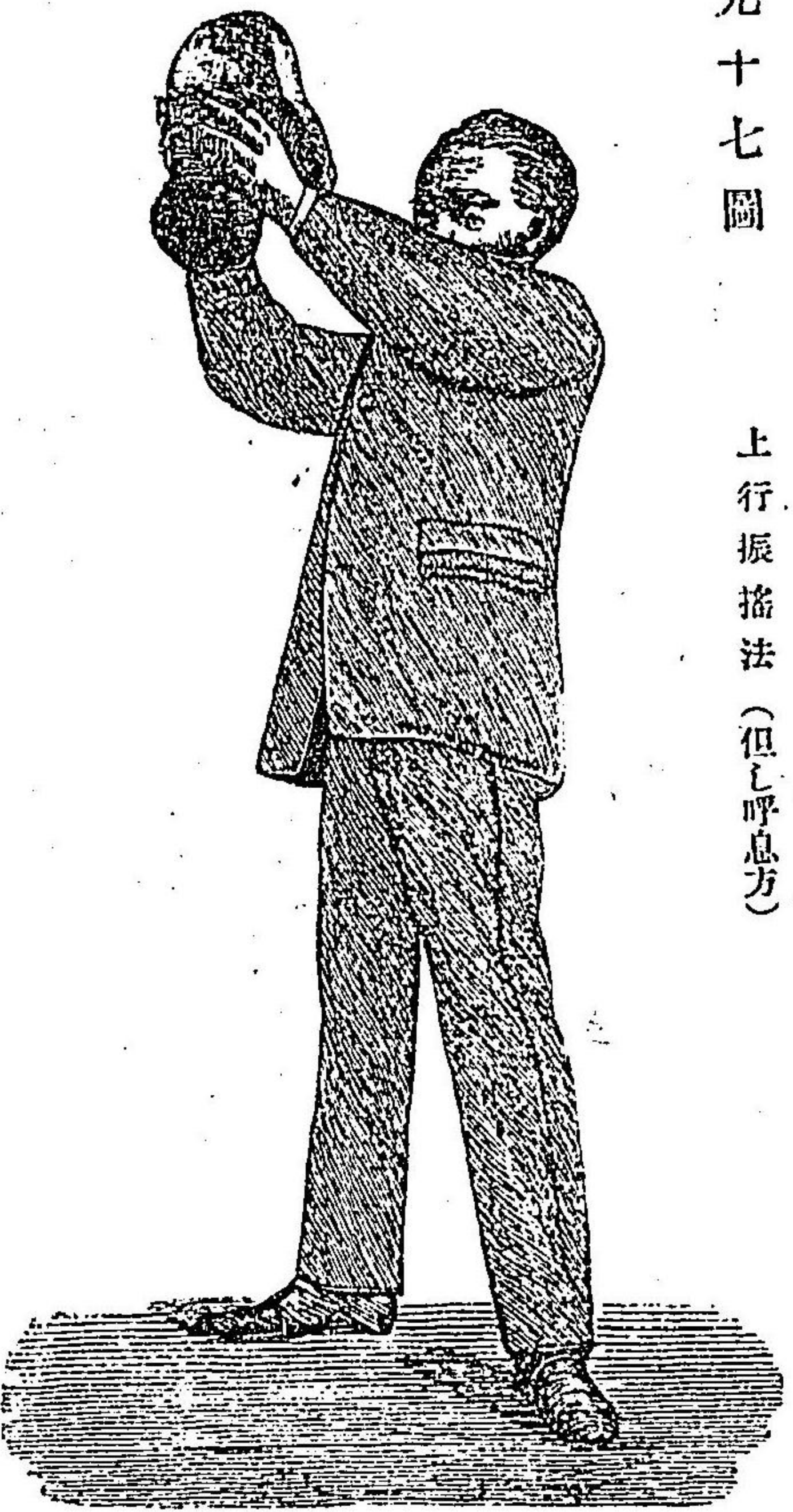
と小兒の顔面と對向するに至らしむべし然る時は小兒は  
倒まとなり下肢屈曲して足部は胸面に接す此の如くにし  
て少時其位置に止らしむるを要す此第二段に於ては小兒  
の軀幹曲り且つ腹部内臓の重量によりて胸廓及び肺臓を  
すべし  
第二段  
兒體を支  
持せば小  
兒を高く  
前方に舉  
上して術  
者の顔面  
に對向す

壓縮し以て呼吸をなすものなり

第三段 次で兒體を下げ第一段の位置に復せしむ此の

第九十七圖

上行振搖法(但し呼吸方)



如くすれば軀幹伸び腹部の内臓は降り胸廓及び肺臓は擴張して吸息をなすべし

此振搖法を行ふの速度は凡そ三十秒時に七回の割合になすべし而して之を行ふと凡そ十回なる時は必ず小兒

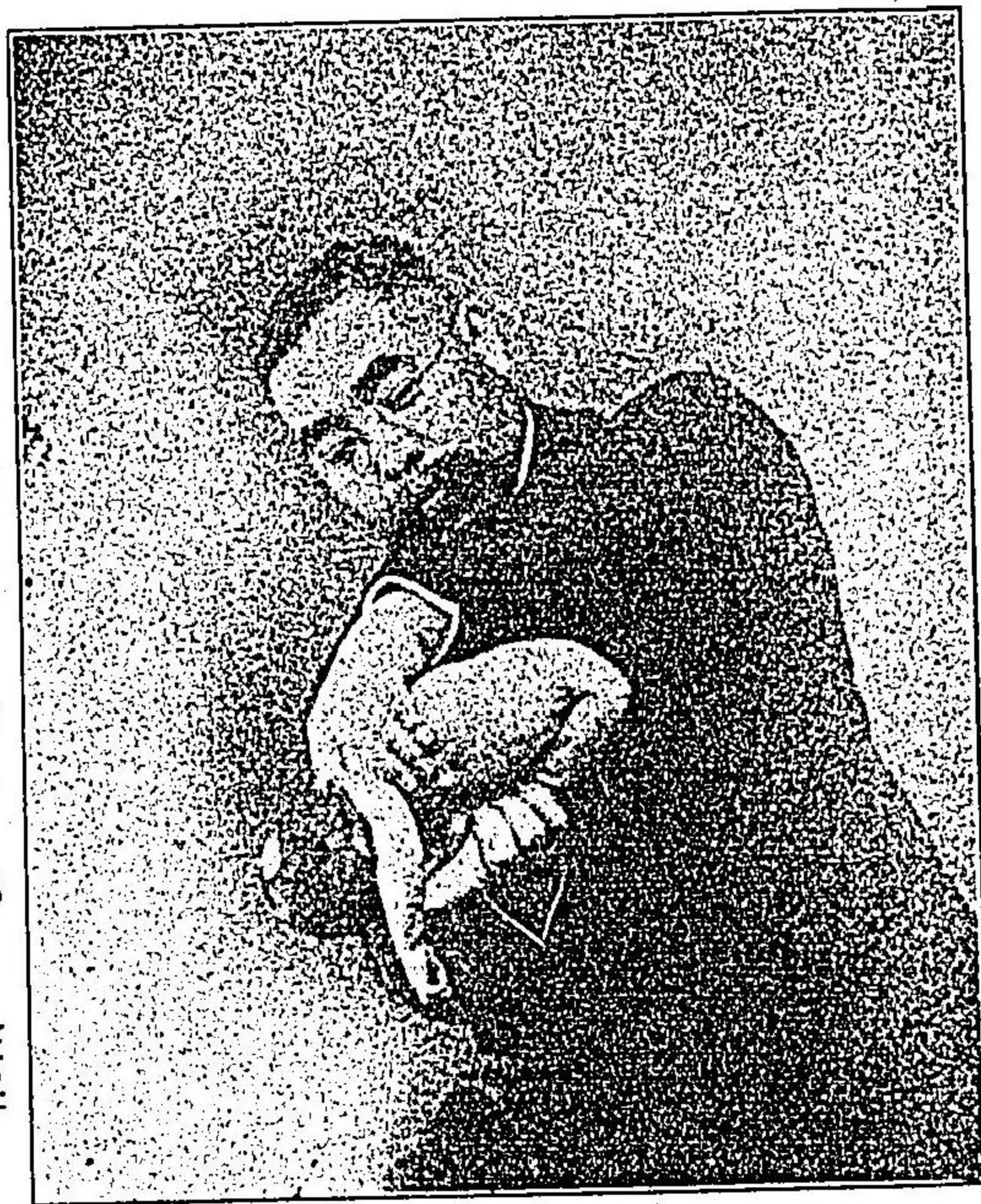
圖八十九第



べし而して他手の掌面を背部に貼し其拇指及び示指を以て一方の肩胛より頭部を把持し他の中環小の三指を以て一方の

胸壁を握り兒體を伸展せしむ此際にあつて手は成る可く胸壁の壓迫を避け且つ充分固定して脱落することなき様注

第九十九圖



持ち來し背部に貼せる手を以て小兒の上體を徐々に其足の方に向ひて屈し兒の顔面殆んど足背に觸るゝに至ら

第一式

は直立するか若くは跪坐し前記の方法に従て把握せる小兒を其儘自己の胸前にす本法の技術を區別して三式と

第二式

以上如くにして屈伏せしめたる小兒は二三秒時間其位置に保持したる後更に背側に貼せる手によりりて先頭部を持ち舉げ軀幹を伸張せしめて始めに把持したる状態に復せしむべし此の如くする時は屈伏の際受けたる胸腔及び腹腔の壓迫は消失して胸廓及び肺臓を擴張し以て吸息を營む而して此位置に保つこと亦二三秒の後再び第一式を反覆し以て小兒を蘇生するに至らしむべし

しと雖も最重症の假死に陥れる小兒にありては更に強き呼吸を營まじめざるべからず此際には次の第三式を應用するを必要とす

圖 百 第



く身體を振搖し之と共に上肢は強く下方に垂れ兒體は足部を保持せる一手によりて倒まに懸垂せらるるに至る茲

然る時は小兒は自己の重量によりて上方に向て強き勢に於て小兒を伸張し來れる勢に乗じて背部の手に抜き去べし

圖 一 百



に於て胸廓及び肺臟は頗る擴張し深き呼吸を營み得るなり此際頭部の下垂によりて多量の血液は頭部に流入し以

て呼吸の發生を容易ならしむ次に小兒を此の如き位置に二三秒時間保たしめ前に記せる把持の方法に従ひて小兒の背部を握る第一式の屈伏状態に移し反復之

を施行すべし此振搖蘇生術は最も整然として行ふべく此際に於ける術



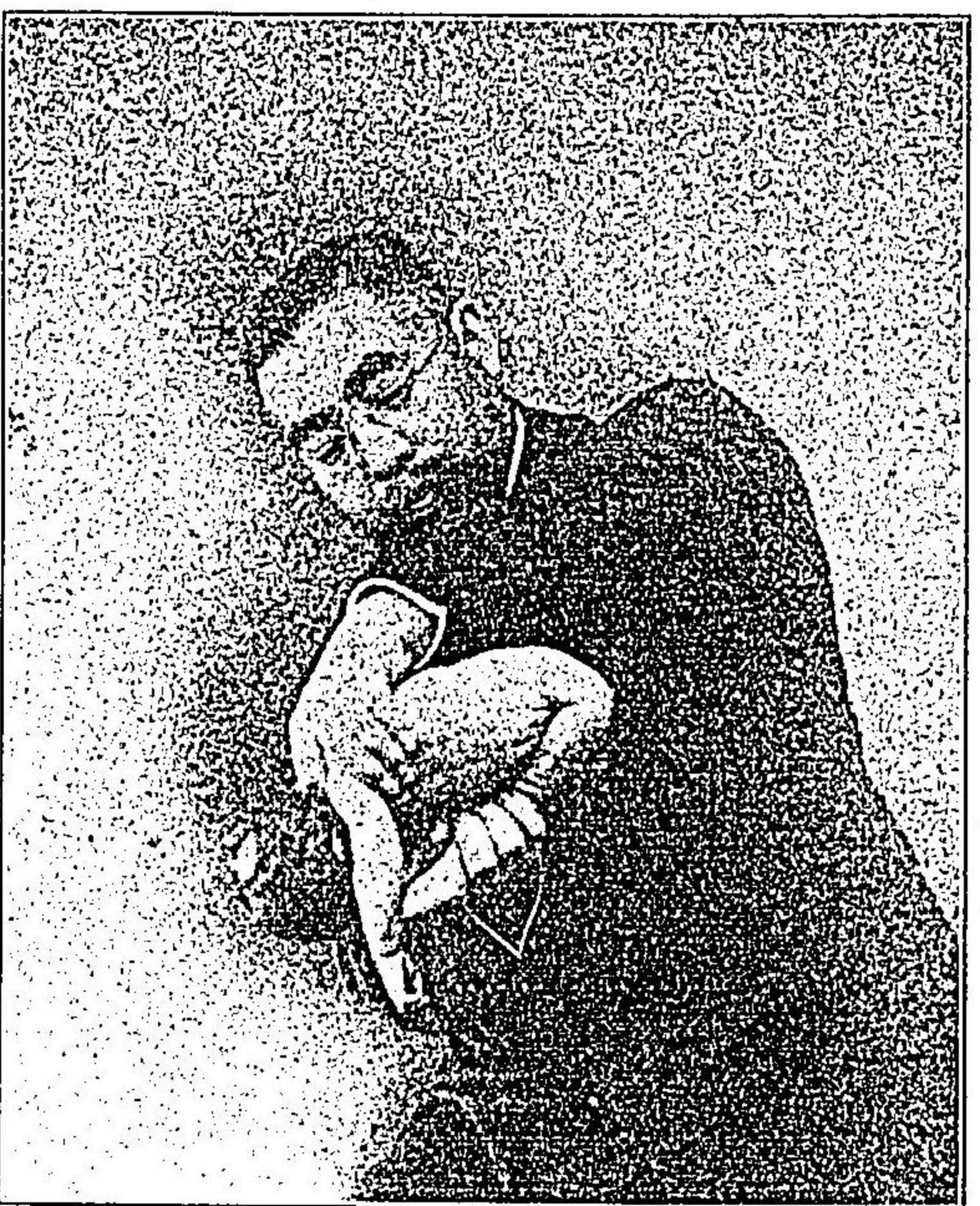
者の姿勢は必ず終始一定の規則に従はざるべからず振  
搖の反覆は一分間に八回乃至十回を度とし一分間に温  
湯中に浴せしめ  
児體の冷却を避  
けざるべからず  
人工蘇生術  
に就の注意  
第一人工蘇生術  
を行ふには必ら  
ず先づ氣道の開  
通を圖らざるべ  
からず即ち口腔  
及び咽喉の拭除或は氣管カテーテルの應用等之なり  
第二人工蘇生術施行中には必らず一分間に温浴せしめ

圖 二 百



及び咽喉の拭除或は氣管カテーテルの應用等之なり  
第二人工蘇生術施行中には必らず一分間に温浴せしめ

圖 三 百



りざるべからず是れ假死する小児は殊に冷却し易ければな  
り温湯の温度は攝氏四十度乃至四十三度になるべし此の  
如き熱き湯は身  
體を充分温むる  
のみならず又皮  
膚を刺戟して呼  
吸を發し易から  
しむ  
第三術中屢々口  
内の拭除を怠る  
べからず是れ蘇  
生術によりて氣  
道内に吸入する羊水粘液血液等の流出するの際之を拭除  
せざれば再び吸引するの恐れあればなり

第四術中は能く小児の心音色澤四肢の運動呼吸の發生等に注意せざるべからず

第五人工蘇生術によりて呼吸を發起すと雖も尙數回反覆して之を行ひ活潑に啼泣するに至らしむべし

第六人工蘇生術は充分なる忍耐を要す呼吸容易に回復せずと雖も心音尙幽かに存在する以上は幾時間にも持續せざるべからず

第七人工蘇生術は熟練を要す如何に忍耐して之を行ふと雖も技術拙劣なれば蘇生し難し故に助産婦は平素模型胎兒によりて能く熟練せざるべからず

第八人工蘇生術によりて蘇生せしめたる小児は甚だ呼吸を停止し易く又其身體冷却し易きが故に充分なる看護を要し殊に呼吸の状態及び之を温包することに注意せざるべからず

小児回生の徴候

小児回生する時は蒼白若くは青赤色なりし顔色は消えて潮紅するに至り四肢次第に緊張を生じ口鼻の邊に弱き搐搦を現はし眼を開き四肢を動かす初めは不生の呼吸を營むも漸次整調となり遂に啼泣するに至る

初生児假死の診斷

初生児假死の第一度と第二度に於ては其徴候頗る著しき差異あること上記の如く從て實地上之に對する救助の方法に至りても又自ら區別なかるべからず之れ假死に陥れる小児を鑑別するの必要ある所以にして其豫後及び療法を決定するに缺くべからざるものとす重症にありては速に此の法を行はんが爲めに臍帶を結紮し氣道を開通し又は温浴等を施す等の處置を行はざるべからず此際

胎児の心音は多数の場合に於て其數を減じ或は殆んど聴取し難きことあり此心音は人工に蘇生し得べきや否やを判定するの標準となるべく乃ちシムルチエの説に従へば小児心音は如何に微弱なるも之れを存するの間は必ず蘇生術を持続し其目的を達し得べきものなりと

其他假死の輕重を區別せんには上顎筋及び心動の感覺性を藉るべし輕症にありては指頭を咽喉内に挿入するときは舌及び上顎筋の刺戟によりて括約すれども重症のものにありては全く弛緩して開口し又下顎は懸垂すべし心音も亦輕度のもものは皮膚の刺戟によりて直ちに充奮することあるも重症にありては容易に感動し難しとす

初生児假死の豫後

假死に陥れる初生児の豫後

は甚だ危険なるものな

り幸に適當なる方法に據りて呼吸機能は通常の状態に復歸するも尚ほ屢く子宮内にて嚔下せし異物に因りて肺炎を起し其生命を危険ならしむること尠からず此際速かに適當の處置を施すにあらざれば終に之れを救助すべからざるに至るべし

輕症及び重症の假死に於ける初生児の救助は如何なる場合に於ても氣道の開通と呼吸機能の恢復とに藉らざるべからず甲は氣道に吸入せし羊水粘液及血液等の異物を除去し一は呼吸に適當なる道路を開通せしめ一は肺炎等の發起を防ぎ乙は自然呼吸を營み得ざるの間人工的に呼吸を營ましめ以て呼吸中樞の完全なる機能を回復するに至らしめざるべからず予輩は一度蘇生したる小児の臥床中に於て再び呼吸の停止し或は助産婦の温浴施行中再び蘇生術を反覆するの必要ある場合を見ること尠し

とせず殊に蘇生術に久時を要したるものは術後喘鳴を發することあるに由り速に氣道の開通法を行い完全なる呼吸を營爲するに至らしむべし

以下シユルチエ法と予が法の利害を述べべし

(1) シユルチエ法を行ふ時は膈と内臓の破裂及び骨の損傷を來せしむ最も多きは鎖骨骨傷にして小兒を振搖するの際強く鎖骨を把持壓迫するに因す畢竟其方法の不熟なるに原因するものにして之れを予輩が経験に徴するも氏の向上振搖に次で下向振搖を行ふには膈と小兒滑脱するの恐れあるが故に強く小兒を把持するの止むを得ざることもあり然れども余が新法にありては兒足の把持確實なるのみならず軀幹を屈伏するの點に於ても亦少しの障害なく只た暴力を以て強く之れを壓迫するに注意すべし殊にシユルチエ法は振搖の際小兒の重力により意外の壓迫を諸内臓に與ふ

(2) シユルチエ氏が法の本邦人に就て不利なるは元來我國の俗習として居室構造狭く天井の低き等は何れにも見る所の缺點にして此低く狭き室内に於てシユルチエ法を行はんこと並より困難なるを免れず加ふるに小兒を高舉し若くは振下し之

れに附着せる液體の室内に散亂するが如き勢ひ暴劇なる技術たるの感を起さしめ爲めに膈と傍人の嫌惡を受くることあるは實際上免るべからざる所なり且つ其技術を行ふには必ず他の方法よりも多くの熟練を積むにあらざれば決して其効果を收むべからずとは他専門家の唱ふるのみならず予輩はシユルチエ法の演習に之れを實見せり加之ならず近時シヤウターは屍體検査上シユルチエ法を行ひ肺中空氣の活量少なきは不正なる振搖法と其振搖力の弱きに原因すべしと云へり予輩も亦氏の法及び予が法を助産婦生徒に教授し之れを知らせりシユルチエ法の困難なるは氏の意見に従ふ時は向上及び下向振搖は共に小兒の壓迫なるのみならず上向の際臀部及び下肢の腹壁に向て屈伏すべく又下向の時は全く下脚の伸展し後方に轉するが如く振搖するにあらざれば完全なる目的を達すべからず

(3) オールスハウゼン及びワイト等は實驗上シユルチエ法は此振搖法のみによりて氣道の開通法を満足する能はず殊に小兒を垂直の位置に懸垂し深吸氣の爲めに氣管内に貯留したる液體は尙深く吸入せられ再び呼吸を行ふも之を排出せしむること困難なりと予が法は此點に於てシユルチエ及びプロローニツクの法と比較すれば遙に強き呼吸を營み得べく此際呼吸せし氣管の異物を拭去するに便利なり

るは斯道専門家復た之を主張し予等が實驗に徴するも之れが執行中屢々温浴法を行ふの必要あり加へて本邦の如き冬時暖爐の設なき産家においては之の冷却を防止すること最も困難なり

(5) シュルチエ法は數回の振搖に藉り直ちに疲勞して持續し難きことあり予は助手及助産婦に之を行はしむるに技術の成効に至る迄堪え難く不止得他の助手をして交代せしめたることあり予は法を行ふに於ても亦重症にありては振搖の時間永く疲勞することなきにあらざれども氏の法に比すれば極めて少しとす吾人が最良の方法と信する所のシュルチエの法にして既に以上の弊害あり今之をプロヒコニツクの法に比せんか氏の法は呼吸開發の點に於てはシュルチエに一步を譲る所なきにあらざると雖も亦確實の方法たるは疑なき所にして如何なる室内に於ても施行し得べく且シュルチエ法の如く暴劇に巨るの感なく術者の力を要すること少くして其練習亦速に知了すべし加之ならず頭部の下垂により氣道内に吸入せる液質を流泄し且つ血液の延髄流入によりて深呼吸を營む點に於てはシュルチエ法に劣れりとす而して予が新法は上記の弊害を除去し殊に其第三法は恰かもプロヒコニツク法に類す之れを約言すれば予が重症に用ゆる小兒懸垂法は恰もプロヒコニツクの小兒を懸垂し吸氣を行ふに同じく予が懸垂したる小兒の肩胛を把持し下脚に

向て屈伏せしむるは全くシュルチエが上向振搖して呼氣を營ましむるに類し而も其方法單純にして演習し易く其技術を行ふに頗る妙なり

蘇生術の成効

振搖蘇生術を施行するに方り小兒の恢復の状態には始終注意を怠るべからず殊に皮膚の色澤弛緩せし關節の緊張四肢運動及呼吸發生の有無並に心音の状況なり蘇生術の方法完全に施行せらるるときは第二式若しくは第三式の運動に際して外氣の音響を發して肺臓に進入すること稀ならず又既に蘇生の目的を達して呼吸を發するの初めに當りては第一式の運動に際し低き聲音を放ち以て第一呼吸を開發するに至るべし初め心音は頗る微弱不正なりしものも人工呼吸を施すと共に著しく強盛となるに至るべし

既に自然の呼吸を發するに至れば小兒を浴中に移し其状態を観察すべし佳良の成績を得て恢復に赴くものありては漸次呼吸強盛となり蒼白色若しくは青赤色に變じ皮膚は漸次消褪して僅かに紅色を帯び來りて溫暖となり口鼻の邊には微弱なる振動を現はし四肢は漸く緊張を生じて關節を運動し頭部は緊張して以前の如く下垂することなく初め不正なる呼吸を營むものも遂には高聲を發して啼泣するに至るべし之に反して若し第一呼吸を發せし後尙呼吸不正にして強盛とならざる

ときは浴中に於て冷水を胸部に噴注し尙呼吸を完全に發せざるか或は心音の微弱なるものありては躊躇なく振搖を再せざる可からず

凡て蘇生術を行ひて善果なる成績を得るには術者は深く忍耐を要するものなり假之頗る微弱なる心動を有する小兒と雖も心動の保続する限りは蘇生術を續行せざる可らず從來如此き小兒に於て半時若しくは一時時としては尙數時の後全く心動の絶止したるときに於て蘇生術を廢すべきのみエムルチユハ嘗て重症に陥れる胎兒に振搖法を行ふこと二時間半にして凡て六百回之を反覆し漸くにして胎兒を蘇生せしめ得たりと云へり

蘇生したる小兒は時としては肺の膨張不全により又は吸入せる異物の結果として肺炎を發し死亡に陥ること稀ならず否らざるも亦正常なる状況を以て分娩したる健康兒に比して虚弱なるを免れず故に十分なる看護を怠ることある可からず其長時を要して蘇生せる者の如き時として胸部に於て著しき喘鳴を聞くことあり此際には兒頭を下向せしめ少しく振盪し吸入せる液體を排除せしむるか或はカテテルによりて吸引すべし如斯者に於ては少くも數時間は適當なる保護者にして看護せしむるを必要とす又臥床の溫暖なるべきことは蘇生せる小兒に於て缺くべからざる要件なり是れ蘇生術を施せる間に於て著しく體温を放散するものなればな

第九十一章 初生児の畸形

重複畸形に就ては既に前章に於て述べたるが故に茲には爾餘の畸形のみを記せん

兔唇とは上唇の裂けたるものにして正中よりも左方若くは右方に偏するを常とす時として兩側共に裂くることあり本症軽くして口唇の粘膜部のみに止まるときは障害なしと雖も若し強くして上唇の中央に達し或は鼻孔に迄及びたるものは哺乳時に乳汁漏れ小兒の營養を障害す

狼咽とは兔唇が劇しくして口唇のみに止まらず硬口蓋に迄達し此部に破裂を生せしむるものを云ひ哺乳せし乳汁は悉く漏れ出で大に營養を害す

贅指又は贅趾 手若くは足の指の數多きものを云ふ

手指或は足趾の癒着 手若くは足の指が相癒着せるものにして二指間に止まることあり全指悉く癒着することあり

鎖肛 肛門の閉鎖せるものにして胎糞を漏さざるにより腹部膨満哺乳乳減損等を來す

尿道閉鎖 ある時は尿を漏すこと能はずして腹部膨満し危険なる症状を呈す

内翻手又は内翻足 羊水の過少雙胎等によりて胎児の發育に障害せらるゝ際起る

脊椎破裂 とは脊椎の後方に裂隙ありて椎骨の内節より液質を蓄ふる瘻を出し項部或は腰部に於て大なる腫瘍をなす

無頭兒及び半頭兒 とは頭蓋骨缺損して僅かに腦の痕跡を存せるか或は全く之なきことあり半頭兒とは頭蓋

の半は残留し其上部は缺損せるものにして僅に腦の一部を存す

以上の他一足なるもの一手なるもの四肢を缺如せるもの一眼なるもの上下眼險癒合せるもの等あり

處置 固より醫の診察を乞ふべきものなり

第九十二章 分娩時に生ぜる兒頭の變狀

産瘤 は分娩の際兒頭が子宮口部に於て括約せらるゝによりて生じ頗る腫脹し時としては青赤色に變せり此變狀は頭部の組織中に血液鬱積し或は出血するに基くものにして通例一二日の後ち消散するを常とすれども稀れに數日を経るも消退せず或は却て増大することあり然る時は速に醫治を受くべし

血腫 分娩時の壓迫により頭蓋骨の骨膜下に血液を流

出するが爲めに生ずるものにして顛頂骨又は後頭骨上に  
發生し縫合或は顛門を越えて蔓延することなし而して皮  
膚に變色を呈せず且つ波動あり處置としては注意して被  
ひ之を保護すべし然る時は數日にして消失するなりされ  
ば時として重症なるものあるが故に初めより醫の診を  
乞ふを良とす

頭部の變形 分娩せし位置によりて頭部の形狀を異に  
す即ち後頭位に於ては後頭突出して頭部は後方に延長せ  
られ前頭位に於ては圓形を呈し顔面位に在りては頭部は  
前後に延長し顔面は縦横に壓縮せられて産瘤を生じ頗る  
醜形を呈す

第九十三章 骨傷脱臼及び顔面神経麻痺

骨傷 とは不注意なる産科手術の結果兒體の諸骨に骨

折を生ずるを云ひ多くは頭蓋骨上膊骨大腿骨等に來る就  
中上膊骨の骨傷は骨盤端位娩出術を施すの際屢く之を發  
することあり骨折を起したる部分を壓すれば疼痛の爲め  
小兒は著るしく啼泣し若し四肢の骨にある時は其部屈曲  
を現はし運動せしむる時は傷部に一種の摩擦音を發す  
處置 困難なる分娩後殊に手術によりて娩出せしめた  
る時は必ず兒體を檢して骨傷の有無を確かめ若し之を認  
むる時は直ちに醫治を受くべし通常二三週間にして治癒  
するものなり

脱臼 とは關節の脱れたるものにして肩胛關節に多し  
本症は娩出術を行ふに際し上肢の離開拙劣なるに基き或  
は小兒の手を狭隘なる衣服中に入れんとする際強力を用  
ひたる爲めに發す本症を來す時は患肢を動かすに小兒は  
疼痛の爲め頗る啼泣し肩胛關節部は腫大せるが如く見ゆ



處置 速に醫治を受くべし而して娩出術に於ける上肢の離開或は狭き衣服を着けしむるが如き等は最も注意せざるべからず

顔面神經麻痺

多くは針子手術後に起り一側の顔面

能はす反對側の口角は牽き附けられ哺乳し得ざるか又は

哺乳するも鼻孔より乳汁流出す

處置

自然に軽くなり凡て一週間にして治す然れども

若し甚だしくして哺乳し難き時は其營養障害せらるるに

より醫治を受くべし而して本症に犯されたる小児は殊に

感冒に罹らぬ様注意せざるべからず

第九十四章 初生児眼炎

初生児眼炎 は一に初生児濃漏と云ひ淋毒菌が眼中に

進入するによりて發するものなり

原因

産道内に淋毒菌存在し或は淋毒性の分泌物ある

が爲めに分娩の際小児の眼中に傳染するに基くこと多し

其他産褥中母又は助産婦の手より傳へらるることあり

症狀

分娩後第二日乃至第三日に發病するものにして

始め一眼に起り次に他眼に廣がり或は兩眼同時に犯さる

本症に罹る時は眼腫脹し結膜著るしく充血して上下の

眼瞼縁は互に粘着し眼を開くこと能はず眼内よりは多量

の膿様分泌物を漏し重症となれば角膜を犯して遂に失明

せしむるに至る此の如く本症は頗る危険なるものにして

處置

豫防法を以て第一とす即ち産婦若し其陰部より

膿様の分泌物を漏すか或は他に淋疾の疑ひあるものは分

娩前及び分娩中に二%の微温石炭酸水を以て眼内を洗滌

小児分娩後は直ちに醫士に硝酸銀水の點眼を乞ふべし  
 若し熱練せる助産婦にして且つ醫士に托すること能はざ  
 る場合に於ては自ら二%の硝酸銀水一滴を點眼し以て眼  
 炎を防ぐべし  
 既に眼炎を發せる時は速に醫治を乞ふべし助産婦  
 は眼に氷捲法を施し若し一眼のみ犯さる時は他眼に傳  
 染せざる様能く之を被ひ且つ患眼に使用したるガーゼ及  
 び綿花等は決して他眼に觸れしめざる様注意すべし其他  
 醫士が助産婦に眼の分泌物を拭除すべきことを命ずれば  
 一手の拇指と示指とを以て眼瞼を開き藥液に浸せるガー  
 ゼ又は綿花にて外眥より内眥に向て流出せる膿液を拭除  
 すべし此の如くにして後ち手を嚴重に消毒し他に傳染す  
 ることを防がざるべからず而して小児は日光又は燈火等  
 に直射せしむることを避け暗き方に向はしめんことを要す

第九十五章 乳房の炎症

初生児は男女共に生後第一週に於て分泌物を漏すこ  
 とあれども速に減退す然れども時として第二週の頃に  
 至り乳房腫脹して皮膚赤色となり炎症を起し小児は疼痛  
 の爲め絶えず啼泣す此の如きものは往々化膿するに至る  
 處置 單に腫脹せるのみなれば綿花を貼し軽く綳帯を  
 施し以て成るべく刺戟を避くべし分泌物ありと雖も安  
 りに之を搾り出すべからず是れ却て炎症を誘起することあ  
 りればなり若し炎症若くは化膿を來したる時は速に醫治を  
 受くべし

第九十六章 臍の疾患

臍部の糜爛 臍部の断端脱落後臍窩に糜爛を残すことあり此の如きは小児を温浴せしむる毎に此部を二%の石炭酸水にて洗ひ糊酸末又は沃度仿謨を撒布しガーゼ若くは綿花を貼し糊帯を施すべし治せざれば醫治を要す

臍帯の炎症 上述の糜爛部赤色を呈し腫脹する時は炎症を起せるものなり時として此部化膿に陥ることあれば速に醫治を受くべし

限局性臍輪化膿 臍帯の遺存部は其截断端より漸次乾燥して分娩後凡そ六日を経て脱落するものなれども時として此部濕潤して周囲の皮膚腫脹し赤色となり臍輪化膿することあり速に醫治を乞ふべし

臍血管炎 臍の創面より傳染毒傳はり血管周囲の組織及び血管に炎症を起し赤色となり腫脹し時として病毒は血管を傳ふて内臓に及ぶことあり通常生後一週目に發す

本症に犯されたる小児は發熱し不穩となり脚を屈して腹部に牽引し黃疸或は全身の瘰癧等を發して死すること多し醫治を要すること勿論なり

臍出血 結紮の不完全なるにより或は臍部の疾患によりて血管破るゝが爲めに起る本症を發する時は新に完全なる結紮を行ひ強き糊帯を行ふべし血管破るゝが爲めに發せるものは消毒せる綿花を以て強く壓抵し糊帯を行ふべし止血せざれば速に醫治を受けざるべからず

臍脱腸 は大人に於けるものと同じく臍輪より腸管脱出して其部の皮膚は囊狀に膨出せるものなり原因は生來臍輪の廣きか小児劇しく啼泣するか便通の際甚だしく奴力するによりて生ず本症を發すれば成る可く啼泣することなからしめ綿花或はガーゼを以て壓抵し臍帯を施し而して醫治を受くべし

第九十七章 鼠蹊脱腸及び陰囊水腫

鼠蹊脱腸は男児に於ては陰囊内に女児にありては  
陰唇内に腸管脱出するものにして小児の啼泣時若くは  
責時に増大し安静時に之を壓迫する時は雷鳴を發して腸  
管は腹腔内に復納す然れども亦再發するものなり此の如  
く脱腸が尙能く壓迫によりて復納し得るの間は大なる障  
害を起さずと雖も容易く復納し能はざるに至れば危険な  
る微頓症狀即ち劇痛嘔吐疝症等を發し生命を失ふに至  
ることあり故に本症は醫の診察を乞ふべきものとす  
あり是れ腹腔内の液體が鼠蹊輪と稱する腹壁の間隙より  
陰囊内に流れ入り以て脱腸に於けるが如く陰囊を腫大せ  
しむ之を徐々に壓迫する時は此中に存する液體は時と  
し

て腹腔内に退却することあり本症も亦醫の治療を求むる  
の外なし

第九十八章 鷺口瘡

鷺口瘡とは口腔の粘膜及び舌上に圓形なる白色の沈  
着物を生じ漸々蔓延して各自點は癒合し遂に全口腔に廣  
がりて餘地を存せざるに至るものなり  
原因 一種の細菌が附着し以て茲に繁殖するものにし  
て不潔なる乳房不潔なる授乳器等を以て哺乳せしめ小兒  
の口内を不潔ならしめたる際に發す  
症狀 小兒は哺乳に苦しみ疼痛のため絶えず啼泣し往  
往下痢を起して身體を衰弱せしむ白點蔓延して喉頭に達  
すれば聲音嘎嘶し甚だしきは呼吸困難を起して危険なら  
しむることあり

處置 豫防法を緊要とす即ち乳房或は授乳器の清潔法を怠ることなく小児の口内は屢々清水若くは硼酸水に浸せるガーゼを以て拭ふべし既に本症を發する時は速に醫治を乞はざるべからず而して鷄口瘡ある小児に哺乳せるものは傳染するが故に他の小児に授乳せしむること勿れ

### 第九十九章 口蓋の環狀潰瘍

本症は小児の口内を強く拭除する際に發すること多く口蓋の兩側に環狀の潰瘍を生ずるものなり之を發する時は疼痛の爲め哺乳を障害せらるることありと雖も多くは其症狀著るしからず二三週にして治す本症は直ちに醫治を乞ふべく平素口内を拭ふには軟かきガーゼ又は綿を以てし且つ強力を用ふべからず

### 第一百章 消化の障害

嘔吐 一時に多量の乳汁を飲用せしむる時は屢々吐乳を起すも身體に害あるものにあらず故に過度に哺乳せしめざらんことを注意すべし然れども母體に脚氣症ある時は其毒質乳汁中に分泌せられ從て其小児も亦之に犯され以て吐乳を起すことあり故に小児嘔吐する時は母體に脚氣症なきや否やに注意すべし若し之ある時は速に醫治を受くべきものなり

下痢 初生児は屢々腸加答兒に犯され以て下痢を起す殊に夏季に多く又人工に營養せらるるものにも多し小児の生後一箇年間に死する者の多數は下痢によるなり本症に犯さるる時は便通頻回となり大便は水様若くは粘液様にして綠色をなし往々白色なる乾酪片を混じり又酸臭甚だし

きことあり時として下痢便の刺戟によりて肛門の周圍に糜爛を起すことあり本病の原因は感胃濃厚なる牛乳又は不適當なる營養を與ふるにありとす處置としては小兒の攝生に注意し身體を温暖ならしめ腹部には温湯を以て番法を施し速に醫治を乞ふべし

便秘 初生児は一日に三四回の便通あるものなれども時として一回となり或は一日中全く便通なき時は即ち便秘せるものにして此の如き際に於ては往々腹部膨滿して小兒は不穩となり啼泣す原因は主として濃厚なる牛乳不適當なる營養物に在りとす便秘ある時は砂糖水加密列浸若くは屈利設林等を以て灌腸すべし第一週以内の小兒に於ては十五瓦にて足れりとす牛乳にて營養するものは其乳を稀薄ならしめ母乳なる時は母に屢々薄き茶又は加密列浸等を服用せしめ適當の運動を營ましむべし便秘頑固

なれば醫治を要す

### 第百一章 乳兒脚氣

脚氣病に罹れる母體の乳を哺乳する時は其小兒も亦脚氣に犯さるゝものなり是れ脚氣の病毒は乳汁中に分泌せらるゝによる

症状 乳兒が脚氣に犯さるゝ時は頻回吐乳し綠色便を下痢し尿量は減じて下肢に浮腫を現はし脈搏呼吸は共に頻數となり絶えず啼泣しその聲多くは嗄嘶す本症劇しくなる時は口唇及び四肢の末端等青紫色を呈し諸症増進して苦悶呻吟し遂に死亡するに至る

處置 若し授乳せる婦人脚氣に罹れる時は速に之を廢し乳兒に傳染せしむることを防がざるべからず既に本病を發すれば直ちに醫治を受くべし

### 第百二章 初生児黄疽

初生児は分娩後第二日乃至第三日に於て黄疽を發すること頗る多く毎症必ずしも疾病の爲めに起るものにあらず而して虚弱なる者殊に梅毒性の小児未熟児等に發し易く又分娩困難なりしもの生後の看護不完全にして身體を冷却せしめたるもの不良なる營養物に由て養はるるもの等に多し

**症狀** 本症を發する時は全身の皮膚殊に眼の結膜に黄色を現はし尿も亦黄色を呈することあり輕度なるものは一週間にして自ら退色するに至る

**處置** 黄疽の他異常なきものは敢て醫治を要せず身體を温暖ならしめ一日一回必ず温浴せしめて血液の循環を可良ならしめ授乳の量及び時間を規則正しくなし室内

に清涼なる空氣を流通せしむべく然れども黄疽強度なるか小児不穩にして絶えず涕泣するが如きは他に異常あるものなれば速に醫治を受くべし

### 第百三章 初生児メレナ

初生児メレナとは胃及び腸より出血する疾病にして通常生後第二日乃至第七日に發し初め數回血液を吐出し次第で暗黒色の流動性血便を排泄す或は嘔吐なくして水様の血便若くは凝固せる血便を漏すことあり而して小児は著るじき貧血に陥り蒼白色を呈し身體四肢厥冷し脈搏極めて微弱となり概ね三日以内に死亡す

**處置** 小児血液を吐出し或は血便を排泄する時は速に醫治を受けしめ且つ極めて身體を安靜にし腹部に冷巻法を施し上下肢を温毛布を以て纏絡すべし又氷を混じて冷

却したる乳汁を飲用せしむるを良とす

### 第百四章 初生児鞏硬病

本病は身體の皮膚強硬となる疾病にして虚弱なる小兒即ち早産兒營養不良なるもの及び父母の虚弱等は其重なる原因なり其他男兒は女兒よりも多く且つ寒冷にして濕潤せる季節に多しとす

症狀 本病は出生せし日より發し多くは臍腸部より始まり漸く全身に廣がり殊に上肢顔面等に甚だしく其部の皮膚は緊張して硬く試みに指を以て摘み舉げんとするも皺を呈せず又之を壓するも壓痕を止めず而して硬固の度は漸く増劇して運動自由ならざるに至り體温は常度以下に降し哺乳は口唇及び頬部の鞏硬となるが爲めに障害せられ小兒は初めより嗜眠に陥り時々僅かに低聲を發

して啼泣するに過ぎず

處置 小兒を冷却せしめざる様注意し屢々温浴を施すべく且つ其營養に注意すべし下肢の皮膚強硬となるが如き場合に於ては速に醫治を乞はざるべからず

### 第百五章 痙攣性疾患及び破傷風

吃逆は横隔膜の痙攣に依て生ずるものにして通常多量の乳汁を急に飲用せしめたる時身體の冷却したる時に發し易し故に哺乳せしむるには注意して徐々に行ひ衣服は常に温暖にして乾燥せるものを用ふべし吃逆を發したる時は温かき砂糖水を少量に與へ又は砂糖を舌上に散布するを良とす

痙攣は頗る小兒に起し易く熱病感冒胃の膨滿鼓脹便秘過熱なる浴湯等によりて發すること多し小兒痙攣すれば



ば眼球は上方若くは一側に轉向し口角は牽き付けられ顔を握め手を握り暖るゝが如き聲を發して泣く本症を發する時は速に醫治を乞ふべくその間痙攣劇しければ一握の芥子末を加へたる温湯中に浴せしむべし

**破傷風** 本症は破傷風菌の進入によりて全身の痙攣を發する疾病なり多くは臍部の創面より浸入し生後第三日乃至第十日に發し口角攣縮し下顎の筋肉痙攣して口を開くこと能はず之を牙關緊急と云ふ次で全身に痙攣を發し軀幹後方に反張して強直す之を角弓反張と云ひ體温は頗る昇りて四十度以上となり牙關緊急の爲め哺乳すること能はず此の如き状況を以て二十四時間以内に死亡す

**處置** 速に醫治を受くべし而して平素之を豫防せんが爲めに臍帶部に消毒清潔法を行はざるべからず

第百六章 丹毒

**丹毒** も亦丹毒菌の進入によりて發する一種の傳染病にして多くは臍の創面より傳はり時としては生殖器及び肛門より傳染することあり初め丹毒菌の附着せし部に於て赤色を呈し灼熱を感じ且つ硬結し速に四方に廣がるの性あり遂に全身に及ぶ而して疾患部は腫脹して一種の光澤あり壓すれば少しく陷回す又全身高度の發熱を來し絶えず涕泣し哺乳せざるに至り以て多くは死亡す

**處置** 平素臍部及び其他の部分に清潔ならしめて之を豫防し既に之を發する時は速に醫治を受くべし

第百七章 皮膚の疾患

**糜爛** は鼠蹊部臀部に肛門の近傍外陰部膝窩腋窩

前頸部等皮膚の二面相接着せる所に生ずるものにして柔  
軟なる皮膚を久しく濕潤せしめ殊に尿糞等によりて濕は  
しむる時は遂に其部紅色となり上皮剝離し以て糜爛を呈  
するに至る故に小児を不潔に放置する小兒も亦之を生じ  
れる時等は本症を發し易く肥えたる小兒も亦之を生じ易  
し

處置 常に小児の身體を清潔に保ち温浴後は殊に糜爛  
を生じ易き部分に注意して能く水分を拭ひ取り澱粉を散  
布し濕りたる襦袢は直ちに交換すべし既に糜爛を生ぜる  
時は小児を温湯中に入れて糜爛せる皺襞を徐々に開き脱  
脂綿にて洗ひ浴後能く拭ひて亞鉛華澱粉を散布すべし其  
治し難きものは醫治を受くるを要す

汗疹 小兒を過度に温めたるを以て生ずる汗疹を豫防するには小兒  
を適度に温めたるを以て履く之を發す汗疹を豫防するには小兒  
小鱗屑片を生ずることあり之を糠疹と云ふ清潔法を怠  
りたるが爲めに分泌せる脂肪が附着せるに基く故に目々  
温浴を施すの際石鹼を用ひて頭部を洗ひ脂肪を除去し以  
て之を豫防すべし既に發疹せる時はオレーフ油を塗り置  
き次に石鹼を以て能く洗ふべし

單純大水泡疹 腕豆大乃至一錢銅貨大の水泡に  
して一個づゝ孤立して生じ或は數個相集まりて生ずる水泡  
中には初め黄色水様の液を含むも後次第に混濁し遂に  
水泡破裂して痂を結び瘡疹甚だしく多きは二週間にして  
治す而して其發生部は頸部項部四肢等に多し

ならしむるが爲めに汗多きを以てなり夏季に於ては發  
汗多量なるを以て履く之を發す汗疹を豫防するには小兒  
を適度に温めたるを以て履く之を發す汗疹を豫防するには小兒  
小鱗屑片を生ずることあり之を糠疹と云ふ清潔法を怠  
りたるが爲めに分泌せる脂肪が附着せるに基く故に目々  
温浴を施すの際石鹼を用ひて頭部を洗ひ脂肪を除去し以  
て之を豫防すべし既に發疹せる時はオレーフ油を塗り置  
き次に石鹼を以て能く洗ふべし

單純大水泡疹 腕豆大乃至一錢銅貨大の水泡に  
して一個づゝ孤立して生じ或は數個相集まりて生ずる水泡  
中には初め黄色水様の液を含むも後次第に混濁し遂に  
水泡破裂して痂を結び瘡疹甚だしく多きは二週間にして  
治す而して其發生部は頸部項部四肢等に多し

處置 本症は速に醫治を受けしむべきものなり而して傳染性を有するが故に此小兒に觸れたる手は能く消毒すべし糝湯に溶せしむる時は良効の經過を取ることあり

濕疹 とは小なる泡疹にして透明なる液を含み破開すれば多量の粘調なる液を流出せしめ帶黄色の痂皮を結びて乾固し流出液の附着によりて他部に傳染し又周圍に蔓延す多くは頭部若くは顔面に生ずるものにして搔痒甚だし

處置 速に醫治を乞ふべし本症も亦傳染性を有するが故に消毒法を忽にすべからず

### 第八百八章 遺傳梅毒

遺傳梅毒 とは父母の梅毒が其兒に傳はり出産時に於て既に梅毒症狀即ち皮膚の帶褐黄色なる或は口圍及び手

掌に數多の細き皺襞を呈する等を現はすものあり又は生後諸種の梅毒症狀を發するものあり今左に之を述べん

梅毒性大水泡疹 は既に分娩時に發見することあり

或は生後第一日に生ずることありて多くは遺傳梅毒に發生する緊要なる梅毒症狀の一なり其特異なるは主として手掌足蹠に現はれ顔面及び頭髮等に發せざるにあり此症ある小兒は最も危険なるものにして八乃至十四日にして死するを常とす

梅毒性鼻加答兒 生後第三週に於て發するものにして鼻粘膜は腫脹し多量なる膿様の分泌物を生ずるものとす

梅毒性薔薇疹 生後第四週乃至第六週にして發する赤色の斑點にして軀幹四肢に之を生ずることあり

裂瘡 口角肛門の皺襞及び陰門等に現はるゝ破裂狀の

創面なり生後第四週に發すること多し  
處置 遺傳梅毒の小児には速に醫治を乞ふべし鼻加答  
兒齒齲疹裂創等を有するものは適當の醫療によりて治す  
ること多し梅毒性の小児を取扱ひたる助産婦は嚴重に其  
手指を消毒し病毒を他に導かざる様注意すべし

### 附 録

#### 第一項 消毒藥

消毒藥とは有毒細菌を撲滅するの性を有し之によりて  
諸種の傳染性疾病を防ぎ得べく醫士及び助産婦の缺くべ  
からざる藥劑なり故に今左に消毒藥の種類及び其性状を  
舉げん

#### 第二項 メートル及びグラムの改算

本書には凡て尺度をメートルにて稱へ重量をグラムに  
て記せり今之を本邦に於ける尺度及び重量に改算すれば  
左の如し(尺度は曲尺となす)  
メートル

一 ミリメートル 三厘三毛餘  
 一 センチメートル 三分三厘餘  
 一 デシメートル 三寸三分餘  
 一 メートル 三尺三寸餘  
 グラム  
 一 グラム 二分六厘六毛餘  
 一 キログラム 二百六十六匁六分餘  
 其他液量を計るにはリートルを用ゆ一リートルは本邦の五合五勺四才餘にして水千グラムの容積と同じとす

第三項 體溫の検査

體溫の検査をなすには檢溫器を用ふ檢溫器には三種あり攝氏檢溫器列氏檢溫器華氏檢溫器之なり本邦に於ては主に攝氏檢溫器を稱用す凡て檢溫器は氷點及び沸騰點の

兩點ありて其兩點間を區劃せる度数により各々種類を異にす即ち攝氏は百度に列氏は八十度に華氏は百八十度となし更に氷點以下を三十三度に區別せり故に華氏檢溫器の沸騰點は二百十二度となる此三種檢溫器の度を互に換算するには各檢溫器の氷點及び沸騰點間の度を對照して其割合數を求むべし然る時は攝氏五列氏四華氏九なる數を得  
 今攝氏を列氏に改めんには攝氏の示せる溫度に列氏の割合數即ち四を乗じ之を攝氏の割合數即ち五を以て除すべし例之ば攝氏檢溫器にて三十七度を示せる時は列氏檢溫器にありては二十九度六分となるなり即ち左の如し  

$$37 \times 4 \div 5 = 列 29,6$$
  
 之に反し列氏を攝氏に換算せんと欲せば列氏の示せる溫度に攝氏の割合數即ち五を乗じ之を列氏の割合數即ち

四を以て除すべし例之ば列氏二十九度六分なれば攝氏に於ては三十七度となるが如し

$$29,6 \times 5 + 4 = 149 \text{ 攝氏 } 37,0$$

又攝氏を華氏に改むるには攝氏の示せる温度に華氏の割合數即ち九を乗し之を攝氏の割合數即ち五を以て除すべしと雖も華氏は他の檢温器と異にして氷點以下に尙三十二度を區別せるが故に上法に従ひて算出し得たる温度に更に氷點以下の三十二度を加ふるを要す故に今攝氏三十七度とすれば之を換算して六十六度六分を得之に三十二度を加ふるを以て華氏に於ては九十八度六分となるべし即ち左の如し

$$37 \times 9 + 32 = 366 \quad 66,6 + 32 = 98,6$$

列氏を華氏に換算するにも亦上述の法に従ひ其割合數を以て算出し之に三十二度を加ふべし

此の如く華氏は他の攝氏及び列氏に比するに氷點以下の三十二度なる數が加はり居れるを以て今若し華氏の度を攝氏若くは列氏に改むるには先づ始めに華氏の温度により三十二度を減じ而して後ち一般の換算法に従はざるべからず即ち華氏にて百十度なるの際攝氏に於ては三十七度七分餘となり列氏にありては三十度二分餘となるべし即ち左の如し

$$110 - 32 = 78$$

$$68 \times 5 + 9 = 37,77 \quad (\text{攝氏})$$

$$68 \times 4 + 9 = 30,22 \quad (\text{列氏})$$

檢温器を以て體温を検査するには腋窩に於て施すを常とす即ち先づ檢温器内の水銀を體温の常度即ち攝氏三十七度以下に下降せしめ一側の腋窩を能く拭ひて發汗のため

の中央に置きて密に之を挿み肘部を強く胸の前面に持ち  
 來し十五分間を経て之を取り其度を檢定すべし時として  
 は直腸又は膈内に於て體温を計測することあり是等の部  
 位に於ては腕窩に比するに凡そ一度高しとす  
 健者の體温は平均攝氏三十七度なりとすれども一日中  
 に於て差異あり最も低きは朝にして凡そ三十六度三分な  
 りそれより漸次昇り正午に至れば三十七度となり更に午  
 後より上昇し夕に於ては最高度三十七度五分に達し後  
 漸く下降して夜間は三十六度七分となる

### 第四項 脈搏の検査

脈搏は通常前搏の下端に於て橈骨動脈の搏動により之  
 を検査するものなり脈搏は男女年齢各人の性質運動體温  
 の高低精神の感動飲食物の攝取藥劑の應用等によりて變

化するものにして平均男子一分間の數は七十二至女子は  
 八十至とす

初生兒の脈搏頗る多く平均百三十五至とし年齢の加  
 はるに従ひて漸次に減少し二十年乃至五十年に於て最も  
 少なく後ち高年に至れば再び増加すべし

體温増加する時は脈搏も亦從て増加するものにして其  
 平均數も左の如し

體温	脈搏
三七、〇	七九
三八、〇	九一
三九、〇	一〇〇
四〇、〇	一〇九
四一、〇	一二〇
四二、〇	一三八

第五項 呼吸の検査

呼吸を検査するには被検査者の胸上に一手を平たくして軽く貼し以て其手に觸るゝ胸廓の運動により一分間に於ける数を計算すべし但し呼吸の検査に際しては成る可く被検査者の意を他に導くを要す是れ被検査者は自ら呼吸数を増減することあればなり故に其安眠時に於てするを最も良なりとす

大人呼吸数は平均一分間に十八回となす而して呼吸も亦体温の増進に従ひて増加すべし故に又脈搏の増減と相伴ふべく一回の呼吸は概ね四回の脈搏と一致するものなり

分娩記録一覽表

住 所  
助産婦 何 某





## 助産婦の義務及び責任

第一項 經驗少く或は休業せし助産婦に開業を

許すの規定

助産婦試験に卒業せる後二年を経過するも未だ依頼者なきか若くは二年以上其業を廢せるもの再び營業せんと欲する時は助産婦學校に入學して數週間實地に就て演習し其校長の成績保證書を受くるを要す

第二項 規約及び學課の遵守

助産婦の職務に對して誓詞を立てたるものは其職責を果さんが爲め常に次の件に注意すべし

助産婦は法定の規則職務上の規約及び教科書又は教師より受けたる教を嚴重に遵守せざるべからず加之ならず常に教科書を復習し又新刊の助産學に就て最近の進歩を知るを要す

第三項 徳行の嚴守

助産婦は宗教の大義に違ひ至善の徳行を守るべし之に因りて其職務を完全にするべきを得べく其依頼せる産婦よりも厚き信用と尊敬とを受くべし

#### 第四項 住居の制規

助産婦は所屬區醫の議決に因りて其地方廳より自由の許可を受くるに非れば其指定せられたる區内に住すべし

#### 第五項 徳義の履行

助産婦は其職務上より知り得たる總ての事件を他人に語るべからず殊に不具畸形疾病等の如き其健康を障害すべきものに非るも又堅く秘密を守るを要す又産家の經濟及び内情等に關しても之を漏すが如きにとあるべからず然りと雖ども若し墮胎及び小兒を殺傷せしが如き法律上の罪を犯せることを知らば必ず其趣を届出べし

#### 第六項 助産婦平素の準備及び其職に對する義務

助産婦は常に豫め必要な準備を整ひ其晝たるを夜たると將た何の時たるとに係はらず最も速に救助の依頼に應ずべし其職務以外の事件に因り許可を受けずして外泊するを得ず特に妊娠末期に迫れる妊婦を引受け居らば

晝間と雖ども止むを得ざるに非るよりは外出すべからず若し止むを得ずして外出することあらば其外出中必要の人は何處に來るべきことを言ひ置くべし假令貧者或は甚だしき不潔の者若くは傳染病者と雖ども其依頼を謝絶するが如きことあるべからず其分娩の際に助産婦が盡すべきの義務は貧富によりて一毫だも差異あるべきものに非ず但し助産婦が所屬區内の貧者を處置せるに對しては區廳より相當なる報酬を交付せらるべし

#### 第七項 同時に兩産家より依頼を受けたる時の措置

助産婦現に一の貧窮なる者の分娩に臨みて之を處置せるに際し更に他の産婦より招かれたるに方り助産婦故らに其速かなる分娩を促がし或は後産未だ娩出せずして後出血の危険あるに係はらず其儘に放置して他に去らんとするが如きは其罪の最も大なるものなり助産婦は此の如き場合に會はば第二に招かれたる産家には他の助産婦を指示して之に當らしむべし而して其指示によりて依頼せられたる助産婦は一時前の助産婦に代り或は産家の希望により其全部の處置を擔當すべし決して一助産婦にして同時に兩箇の分娩を引き受くべからず若し急要の場合に際し他の助産婦を得る能はざるときは其應急救助の最も切要なりと認めたる一方に急ぎ赴くべし

### 第八項 分娩時の義務

分娩時に於て盡すべき義務は助産婦の他の義務即ち洗禮の處置産褥婦或は患婦の訪問小兒の沐浴等より更に重大なるものとす

### 第九項 公事に對する義務

助産婦若し地方廳より或る婦人の身體の状況に關して鑑定を命ぜられ又は其職業及び技術に關して諮問せられたる時は其嚴正なる所見によりて發見せる事實と意見とを最も誠實に答ふ可し

### 第十項 助産婦の家に於てする分娩及び産院の設置

妊婦若し助産婦の邸内に於て分娩せんことを望むものあるときは豫め地方廳に申告して其許可を受くべし又た助産婦私立産院を設けんと欲せば所屬區長の認許を受くるを要す(二千八百六十九年六月二十一日布告第三十條を見よ)

### 第十一項 規定外治療法の制裁

助産學中に記載して使用を許されたるより以外の藥品は助産婦の妄りに

處方し或は使用することを許さず其他規定以外の施すべからざる治療法及び不合理なる迷信例令は咒咀祈禱等の類は嚴に禁する所なり

### 第十二項 醫士に對する義務

助産婦は醫士に對し十分なる尊敬を表し其命令は必ず異議なく遵守すべし

### 第十三項 出産届の注意

助産婦は區廳規定の書式に従ひ出産届を差出すべきことを注意すべし即ち其届書には分娩の年月日及び時刻小兒の男女正産死産分娩直後に於る小兒の死亡其成熟未成熟早産異常産公生私生兩親の氏名族籍等の諸項を記すべきものなり而して其出産届は父親の履行すべき務なりと雖ども其不在なるか或は私生兒にありては助産婦は其旨を届け出づ可きものとす

### 第十四項 小兒洗禮の注意

助産婦は其處置せる小兒の兩親クリスト教の信者なるときは小兒を一定の期日に從ひて洗禮を受しむる様注意すべし若し小兒の眼病或は熱病等に罹れるときは教會堂に到るの害を近親に諭して其家に於て洗禮を受けしむ

べし又小兒の現に危険なるか或は甚だしく衰弱せるときは傳導者の手によりて洗禮を執行せらるゝことを急ぐべし危急の場合にして之を待つ暇なきときは助産婦自ら臨時洗禮を執行すべし故に助産婦は分娩の後直ちに其住所を傳導者に通知し置きて臨時洗禮の際其指押を受くべし

### 第十五項 器械の準備及び學力檢定

助産婦は必ず規定の助産婦器械(第百十一項を見よ)を準備するを要す器械は常に注意して保存し置き直に用に應ずべき様處置すべし而して醫士には其望に應じ時々之を出して示すの義務あり

區醫は常に助産婦に注意し其職業に關して時々報告を促がすべし又た試験を舉行して助産婦學力の退步せざるや否やを檢定し且つ新刊の助産學等に就て其規則を熟知し居るや否やを問ふべし

### 第十六項 事務の報告

助産婦は己が力を盡したる分娩に關しては規則に従ひて施行せし處置の概略を正しく届書に記載して報告すべし區醫は毎年一月及び七月の兩期に於て其届書を檢閲し助産婦の規則を守れるや否やを調査し次で其檢閲を終

れることを記入すべし而して此に用ゆる届書の用紙は無代價を以て區醫より交付せらるべし

### 第十七項 助産婦の誓詞

ヅクセン王國に於ては助産婦は其職務に對して次の誓を爲すものとす  
助産婦某今至善なる神に誓はん我は助産婦規則に通じ誠實に我職を務め精密なる觀察を施し正しき秩序を守りて嚴正なる助産婦の義務に服すべし神よ冀くは我が道に神聖なる助けを與へよ

## 日本に於ける助産婦の規則

### ◎産婆規則

(勅令第三百四十五號、明治三十二年七月十八日發布)

- 第一條 産婆試験に合格し年齢二十歳以上の女子にして産婆名簿に登録を受けたるものに非らざれば産婆の業を営むことを得ず
- 第二條 産婆試験は地方長官之を舉行す
- 第三條 一箇年以上産婆の學術を修業したる者に非らざれば産婆試験を受くることを得ず

- 第四條 産婆名簿に登録を爲さんとする者は産婆試験合格證書を添へ地方長官に願出づ可し
- 産婆名簿の登録事項に異動を生じたるときは二十日以内に産婆名簿の訂正を願出づ可し
- 産婆名簿の登録事項は内務大臣之を定む
- 第五條 産婆其の住所を移したる爲め管轄地方廳を異にするときは直ちに前の管轄地方廳に産婆名簿取消の登録を願出で後の管轄地方廳に産婆名簿の登録を願出づ可し
- 前項の登録換を爲さざる者は産婆の業務を爲すことを得ず
- 第六條 産婆廢業したるときは二十日以内に地方長官に産婆名簿取消の登録を願出づべし産婆失踪又は死亡したるときは戸籍法に依る届出義務者より二十日以内に地方長官に産婆名簿取消の登録を願出づべし
- 第七條 産婆は妊婦産婦褥婦又は胎兒生兒に異常ありと認むるときは醫師の診療を請はしむ可し自ら其處置を爲すことを得ず但し臨時救急の手續は此限にあらず
- 第八條 産婆は妊婦産婦褥婦又は胎兒生兒に對し外科手術を行ひ産科器械を用ひ藥品を投與し又は之が指示を爲すことを得ず但し消毒を行ひ臍帯を切り灌腸を施すの類は此の限にあらず

- 第九條 産婆は産婆名簿に登録を受けざる者に妊婦産婦褥婦又は胎兒生兒の取扱を専任することを得ず
- 第十條 産婆にして墮胎の罪其他業務に關する罪又は禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したる時は地方長官は産婆の業を禁止し又は一年以内之を停止することを得産婆名簿登録前に犯したる罪に付ても亦同じ
- 第十一條 試験に關する規程に違背したる者あるときは其の試験を無効とすることを得若し已に登録を受けたる時は其登録を取消すことを得
- 第十二條 地方長官は産婆の業を禁止し又は停止したる後本人の行狀に依り其禁止又は停止を解除することを得
- 第十三條 産婆試験を受けんとするもの又は産婆名簿に登録を願出づる者にして試験又は登録の以前墮胎の罪其他業務に關する罪禁錮以上の刑に處せらる可き罪を犯したる者又は試験に關する規程に違背したる者なるときは試験又は登録を許可せざることを得
- 第十四條 産婆にして一箇年間其業を營まざるとき又は瘋癲白痴不具瘡

疾となり其業を営むに堪へずと認めるときは地方長官は産婆名簿の登録を取消すことを得

第十五條 産婆名簿の登録の取消主要なる登録事項の訂正竝に産婆業の禁止又は停止及び其解除は地方長官之れを告示す可し

第十六條 左に掲ぐる者は五十圓以下の罰金に處す

- 一 産婆名簿に登録を受けずして産婆の業務を爲したる者
- 二 産婆名簿の登録を取消されたる後産婆の業務を爲したる者
- 三 産婆の業を禁止又は停止せられたる後産婆の業務を爲したる者
- 四 第三條に關し虚偽の證明又は陳述を爲したる者
- 五 第七條乃至第九條に違背したる者

第十七條 第四條第三項第五條第二項及び第六條に違背したる者は料料に處す

附 則

第十八條 本令施行以前内務省又は地方廳より産婆の免狀又は鑑札を受け現に其業を営む者は本令施行後六箇月以内に地方長官に願出で産婆

名簿に登録を受くことを得

第十九條 地方長官は産婆に乏しき地に限り當分の内出願者の履歴に依り業務の地域及び五箇年以内の期限を定め産婆の業を免許するとを得前項の免許を受けたる者は産婆に準じ本令を適用す但し産婆名簿に登録する限に在らず

第二十條 本令は明治三十二年十月一日より之を施行す

産婆試験規則及び産婆名簿登録規則

産婆規則の結果により産婆試験規則及び産婆名簿登録規則の必要を生ず依て内務省令を以て之れを規定せらる即ち左の如し

◎産婆試験規則 (内務省令第四十七號、明治三十二年九月六日發布)

第一條 産婆試験願出の期日舉行の期日場所は地方長官之れを告示す  
第二條 試験科目は左の如し

學 說

第一 正規妊娠分娩及び其取扱法

第二 正規産褥の経過及び褥婦生兒の看護法

第三 異常の妊娠分娩及び取扱法

第四 妊婦産褥婦生児の疾病消毒の方法及び産婆心得

實地

第一 實地試験若くは模型試験

第三條 學說試験に合格したる者に非ざれば實地試験を受けることを得ず

第四條 學說試験に合格し實地に落第したる者又は實地試験を受けざる者は次回以後の試験に於て實地試験のみを受くることを得

第五條 産婆試験を受けんとする者は産婆學校産婆養成所等の卒業證明ある修業證書又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歴書を添へ地方長官に願出づべし但し第四條に依り實地試験のみを受けんとする者は學說試験合格の證明書を添へ願出ずべし

地方長官前項の願出を許可するときは指令を要せず其願書を受理し許可せざるときは之を却下す

第六條 産婆試験を願出づる者は収入印紙を以て試験手数料金一圓納付す可し但し納付したる手数料は還付せず

第四條により實地試験のみを願出づる者と雖ども本條の手取料を納付すべし

第七條 地方長官は學說試験及び實地試験に合格したる者には證明書を交付す

第八條 地方長官は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずることを得

當該官吏は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずることを得

◎産婆名簿登録規則 (内務省令第四十八號、明治三十二年九月六日發布)

第一條 産婆名簿には左の事項を登録す可し

一 登録番號登録年月日

二 族籍(外國人なるときは其國籍)氏名年齢住所

三 産婆試験に合格したる地方廳名其年月日(産婆規則第十八條に依り登録するものは其旨を記載す)

四 開業地(住所以外の地に於て開業するもの又は出張所を設くるもの



- は之を記載す)
- 五 業務に関する犯罪禁錮以上の刑に該る犯罪(其年月日事由)
  - 六 産婆業の禁止停止解除(其年月日事由)
  - 七 名簿取消の年月日事由。
- 第二条 産婆名簿は別記様式に依り調製す可し(別記様式を略す)
- 第三条 産婆の業を營んとする者は本令第一条第二號第四號の事項を明記して其住所地を管轄する地方廳に願出で産婆名簿に登録を受くべし
- 第四条 産婆規則第五條第一項の場合に於ては前の管轄地方廳は産婆名簿の取消の登録を爲し其登録事項の謄本を以て後の管轄地方廳に其旨を通知すべし後の管轄地方廳は前の管轄地方廳の通知を俟たず本人の願出に依り直に産婆名簿に登録を爲すべし但必要と認むる場合に於ては前の管轄地方廳の通知を俟ち又は之に照會を経たる後登録を爲すべし
- 第五条 産婆名簿の訂正又は取消の登録を爲すときは其部分を朱線を畫し訂正又は取消の事由年月日を朱記すべし
- 第六条 産婆名簿に登録を受けたる者は謄本を受くるとを得  
謄本手数料は収入印紙を以て納付す可し

- 産婆試験委員設置規程 産婆試験に關し我政府は試験委員規程を訓令せらる而して著者の郷國たる新潟縣に於ては試験委員事務章程及び手當支給方法なるものを定む今參考の爲め之れを掲載す可し
- ◎産婆試験委員設置規程 (内務省訓令第八號 明治三十四年六月四日)
- 第一条 地方廳に産婆試験委員長一人産婆試験委員若干人を置き産婆試験に關する事務を管掌せしむ
  - 第二条 産婆試験委員長及び産婆試験委員は地方長官之を選任すべし  
産婆試験委員長及び産婆試験委員は地方廳の官吏たる者を除く外其任期を四箇年とす  
但し満期後再任せらるゝ事を得
  - 第三条 産婆試験に關し書記若干人を置き庶務に従事せしむ  
書記は地方長官其廳の判任官に就き之れを命ず
  - 第四条 産婆試験委員長産婆試験委員及び書記には事務の繁簡に従ひ手當を給することを得

◎死産證書(死胎檢案書) (新潟縣訓令)

- 一 父の氏名(私生子の場合に在)
- 二 父の出生の年月日(私生子の場合に在)
- 三 母の出生の年月日
- 四 父の職業(私生子の場合に在)
- 五 妊娠の月数
- 六 分娩の年月日時
- 七 分娩の場所
- 八 死胎の男女の別
- 九 死胎の嫡出子庶子私生子の別

右證明(検査)候也  
 年 月 日  
 醫師(産婆) 何 某印

◎墓地及埋葬取締規則施行方法細則標準

(明治十七年十一月内務省乙第四十號達)

第十一條 死屍を埋葬又は火葬せんと欲する者は主治醫師の死亡届書を添へて區長又は戸長の認許證を請ふ可し

醫師の治療を受くるの猶豫なくして死亡したるものを埋葬又は火葬せんと欲するときは醫師の検査書を差出し區長又は戸長の認許證を乞ふ可し妊娠四箇月以上の死胎に係るときは醫師又は産婆の死産證を差出し區長又は戸長の認許證を乞ふべし

◎戸籍法 (法律)

第三十六條 胎兒を家督相續人として届出でたる場合に於て其胎兒が死胎にて生れたるときは母は出産の日より一箇月内に醫師又は出産に立會ひたる産婆の検査書を提出して家督相續の取消を申請するを要す母が登記取消の申請をなさざるときは家督相續人其事實を知りたる日より一箇月内に登記の取消を申請することを要す(同じく検査書を添ゆ)

獨逸國に於ける産褥熱豫防規則并に同國初生兒眼炎に關する規則 獨逸國に於ては此二種の規則に就き嚴重に規定せる所あり我國に於ては産婆社會の進歩益々高尙の域に進むときは必ず此等の規則を要するに至る可し今參考の爲め其要項を摘記し之れを次に掲ぐ

◎産褥熱豫防規則 (摘要) (千八百九十二年六月發布)

第二十四條 産婦或は産褥婦の異常例令ば産婦或は産褥婦の病的経過を取れるときは産婆は直ちに醫士を招かざるべからず若し之を怠り或は之を拒み因て危険の起れる時は其所屬區區會議員區長村長及び同時に區醫に向ひて書面或は口頭を以て届出でざる可らず

第二十五條 區醫は何れの場合に係はらず産褥熱の重症に并に産褥熱の産婦より招かれたる醫士より産褥熱なるの届出あらば自己に或は書面を以て式に従ひ之を處置す可し

第二十六條 産褥婦の死亡したるときは可成自己に又は書式に従ひて死亡の原因を認め區醫に差出す可し

第二十七條 産婆より分娩せしめし産褥婦が産褥熱に係れるときは産婆は他の産婦を見舞べからず已に産褥熱に罹れる産婦は自己或は他の産婆或は看護婦をして之を看護せしむ可し

産婆は産褥熱に罹れる産褥婦を訪ひたる最後の日より少くも五日間他の産婦を處置するを得ず又區醫の意見に因り猶之より時日を延ばすべしことあり前記の時日中には産婆は其全身及び衣服を清潔に洗滌し

更に其前膊手指及び爪甲は微温湯中に於て石鹼を用ひ刷毛にて極めて清潔にし更に三布仙即ち三十倍石炭酸水にて消毒し斯く日々二回つゝ之を反覆す可し

又之と同じく産褥熱患者に使用せし器械殊に硝子製子宮噴管及びカテーテルは三布仙即ち三十倍石炭酸水中に於て半時間煮沸し灌注器の膜膜管も亦半時間三布仙即ち三十倍石炭酸水中に浸漬して之れを消毒すべし

第二十八條 前條即ち第二十七條第三項に於て規定せる時間中と雖も産婆は以前己が分娩せしめたる健康なる産褥婦を訪ふことを得べし但し決して内診を行ふべからず

産褥熱に罹りたる産褥婦が幸に健康に恢復し五日間を経過したる後若しくは區醫の意見に従ひて定めたる時日(第二十七條第三項を見よ)を経過するときは産婆は再び他の産婦を處置するを得べし然れども尙ほ一週間隔日に前産産婦経過の状態を區醫に向ひて口頭或は書面に認めて報告す可し産婆一定の時日を経て他の分娩を處置し始め(第二十八條を見よ)三十日以内に於て再び産褥熱に罹れる者あるか或は一産婆が處置

せる産婦にして二人以上多数の産褥熱に罹れる者あるときは産婆は最後の産褥熱を處置せる日より少なくとも十四日間他の分娩を處置す可らず上記の十四日間の中に於て産婆は第二十七條の第四項及び第五項に記載せる所に従ひて、嚴重なる消毒清潔法を施行す可し

以上記せる産褥熱豫防規則に違反せる行爲ある産婆は千八百九十二年六月二十二日發布せられたる王國內務大臣の法令に従ひ百五十マルク(我が凡そ七十五圓)以内の罰金若しくは六週間以内の禁錮の刑に處せらるべし

◎初生兒眼炎に關する規則 (摘要)千八百九十三年六月二十二日發布

第四條 産婆は分娩後初生兒の眼に附着したる粘液を拭除し注意して之を清潔となし尙ほ其他の全身をも能く清潔に洗滌す可し眼の拭除に際しては産婆は軟かき布片と清潔なる水とを以て靜かに外眥の方より内眥の方に向ひて拭去す而して此際凡て壓迫及び摩擦等を施こして刺戟することを避けざるべからず又其際決して海綿を用ゆべからず且つ産婆は其處置を終へたる後更に自己の手指を清潔に消毒す可し

第五條 分娩後第一日に於て初生兒の兩眼或は片眼に疾病の徴候現はれ即ち眼瞼の粘着腫脹及び發赤等を發見せば直ちに醫士を招くべし若し

遅延して數時間を過ぐる時は治し難きに至るものなり而して産婆は自ら眼病を治療すべからず初生兒の親戚等の醫士に診察を受くるを遅滞し或は之を拒むものあるときは産婆は懇に其の危險を諭し若し尙ほ肯せざるときは直ちに區長或は區醫に書面或は口頭を以て届け出づべし産婆は此の如き患者に接したるときは其近親或は近隣の小兒に眼瞼衝の傳染せざる様注意し決して眼瞼衝を患ふる小兒に近かしめざるべきことを諭す可し

以上の現則は産婆の嚴に守らざる可からざる處なり若し之に違ふときは百五十マルク(即ち我が凡そ七十五圓)以内の罰金或は六週間以内の禁錮の刑に處せらるべし

第六條 醫士の來診迄に時間を要するときは産婆は次に記する方法に據りて清潔法を施し或は其母又は附添の者に其の病眼の清潔法を教へざる可からず

第七條 初生兒眼炎の清潔法は次の規則に従て之を行ふべし即ち清潔なる棉花或は瓦葺或は全く清潔なる麻布を取りて清潔なる水中に浸し置き之を絞り決して壓迫又は摩擦を加ふることなき様注意して眼瞼の間

に存する粘液を拭去すべし而して眼瞼の間に存する粘液は恰も鼻側即ち内眥の方に向ひて集まり居れるものなるが故に此部に於て拭去す可し次で拇指を以て上眼瞼を徐かに下方に離轉して流出する粘液を拭ひ更に下眼瞼を徐かに下方に牽下して流出する粘液を拭ひ去るべし若し膿様粘液の爲めに固着して眼裂の閉鎖せるときは清潔なる布片を清水に浸して暫時之を眼瞼上に貼す可し之に由り粘液の凝塊溶解して自ら眼裂を開くを得るに至る眼病の清潔法を行ふに供する水には決して乳汁若くは石鹼等を混す可からず

片眼の疾病に罹れる者には産婆は健眼を拭ふに決して眼病に用ゐたる布片を用ゆるべからず又此の如き患兒を臥せしむるには病眼の方を下にし健眼に膿汁の流れ込まざる様注意すべし

第八條 既に醫士の診察を受けたる後は其清潔法及び其の他總ての處置は悉く醫士の意見に従ふべし

産褥熱に關する訓令 獨逸國の如き在りては特に産褥熱にのみ關して教育醫務大臣は産婆に訓諭する所あり今參考の爲め之を抄録すれば左の如し

◎産褥熱豫防に關し獨逸國教育醫務大臣の産婆に

對する訓令 (千八百八十八年の頒發布)

- 一 産婆は居常清潔を主とし殊に産室若くは褥室に於ては最も清潔法を行ふ可し
- 二 産婆其職に従事するの際は一定の被服を着可し即ち衣袖は上膊の中央に掲舉し白色にして洗濯に堪ゆるものを選び又胸部の前面は廣き前垂を以て之れを覆ふ可し  
(前垂は産婦若くは褥婦を初めて検査せんとするの際新に洗濯して他の衣類と區別し蓋ひたるものを用ゆるを要す)
- 三 産婆は産婦若くは褥婦に接するに先だち爪を剪り且つ磨き爪裂爪下の汚垢及び逆爪の如きものを去り刷毛石鹼を用ゐて手指及び前腕を洗淨す可し
- 四 産婆は特に次の諸品を携帯するを要す  
甲 新たに洗濯を経たる前垂布其幅は衣服の前半面を全く被覆するを要す  
乙 石鹼

丙特に定めたる爪鍬子刷毛

丁新たに洗濯せる手巾

戊溶解性石炭酸一瓶此瓶には剝離せざる様表蓋を貼し注意す可き石炭酸適當に稀釋し外用にのみ供用と明記し密栓を施し且つ十五瓦及び三十瓦を量り得べき液量計を添ふ可し又檢温器は必ず携帶す可くイェリガートルは一里埜兒の容量を有し半里埜兒の部に劃線を記し護膜管は一乃至一五迷にして硝子製嘴管を具ふ可し但し亞鉛製イェリガートルを用ゆるも亦佳なり

五 産婆は必ず其所用の器具を清潔に保ち石炭酸の如きも能く之れを蓋へ他の小兒等の之れに近づくも害なからしむ可し

六 妊婦産婦及び孕婦の内検査をなす可き手及び前臍を暴露し清潔にすることなければ之れを施す可からず内検査を施す可か若くは生殖器の創傷を處置せんと欲するの際は袖を上臍の中部以上に掲舉し此より以下に降らしむ可らず此の如くにして爪鍬子刷毛石鹼を用ひ微温湯(可及的一回煮沸せしめたる者)中に善く洗ひ清淨なる手巾にて拭去し次に同一の方により被檢者の外陰部其近傍を洗濯し脱脂綿又はガーゼを以

て之れを拭ふ可し

若し産婦なるときは以上の外可及的清潔にして豫かじめ温めたる保強及び上敷敷布等を用お産床及び産褥を作る可し

上項の準備終らば石炭酸中に於て嚴に手の消毒法を行ひ然る後始めて妊婦産婦若くは孕婦の検査を施さざんことを要す

七 總て産婆の用ゆ可き石炭酸は常に次の方によりて調製す可し石炭酸は第四項に記せる者を取り其三十五瓦を一里埜兒に混じ善く攪和し石炭酸をして水底に沈澱せしむることなからしむ可し最良なるは栓塞せる瓶中に入れ強く震盪し且つ數回轉倒せしむるに在り又鉢中に混和せんと欲せば久しく之れを攪拌す可し之れに反し石炭酸をイェリガートル中の水に注加するは不可なり即ち此の如くするときは溶解することなくして直ちに流出し且つ體部に觸れて腐蝕作用を惹起するものなり

八 産婦には第一回の検査を施すに先だち二里埜兒の石炭酸溶液を作る可し此石炭酸液をイェリガートルに盛るに先だち嘴管臍帶剪刀カテールをイェリガートル内に入れ護膜管を接合し而して後ち溶液を滴たす可しイェリガートルを用おて滴注せんと欲せば内に貯へたる諸器

と凡そ半里埜兒の石炭酸とは他の容器に移さんことを要す又器械は一  
回使用せるの後ち石鹼にて洗ひ乾かして再び石炭酸液の中に入れ以て處  
置の終るに至る可し石炭酸溶液の残り一里埜兒中は之れを二つに等分  
し一は第一回の検査に當り手の消毒に用ゐ他は次回の検査の前後又は  
陰部の創傷に觸るゝの際手の消毒に供用す可し

九 既に分娩を終れるものに在りては産婆は臥床を調へたるの後一回煮  
沸せる微温湯を以て外陰部を洗滌し脱脂綿若くはガーゼを以て之れを  
拭去す可し

十 産婆の腔内灌注を施すは通例醫師の指定に従ふ可しと雖ども産婆  
教科書の殊に規定せる場合に於ては石炭酸水を用ゐて自ら之を行ふ可  
きものとす

十一 産婆は必要あるに非らざれば褥婦の陰部に觸れ又は惡露に汚染せ  
られ若くは化膿せるが如き體部に觸接することなく且つ之れに類似せ  
るもの假へば潰瘍若くは死産兒汚染せる穢穢の如きも之を避けんこと  
を要す其他傳染性諸病即ち産褥熱膿毒症敗血症子宮及び腹膜の炎症實  
布的里梅毒淋疾腸窒扶斯虎列刺等の患者には可及的近づかせざらんこと

を移む可し

十二 産婆若し褥婦の陰部又は惡露に汚染せる物品に其手を觸れしむる  
ときは第六及び第八項に説述せるが如く第一回の検査に準じ綿密に洗  
滌す可し

十三 産婆若し化膿又は惡臭ある惡露に觸れ或は第十一項に記せる諸傳  
染性患者の手若くは器具に接觸せるときは第十二項に従て洗滌し且つ  
少なくとも五分間石炭酸水中に消毒し同時に使用せる器械は先づ洗滌し  
次に煮沸し後ち之れを石炭酸水中に浸漬す可し

十四 産婆若し産褥熱敗血症膿毒症子宮内膜炎丹毒實扶的里猩紅熱痘瘡  
麻疹等の傳染性患者若くは此の症の疑ひある病者の家に至れることあ  
らば其衣服を交換し且つ第十二項によりて嚴に消毒法を施し然る後  
ちにあらざれば妊婦産婦及び褥婦を検査す可からず

十五 産婆の家宅に前項の諸症若くは其疑ある疾病を生ずるか若くは産  
婆の處置せる褥婦にして産褥熱子宮炎腹膜炎又は其疑ある諸症を發す  
るときは該産婆は行政廳の豫防規則に服し其業務を停休すべきものと  
す

十六 産褥熱子宮熱腹膜炎若くは此諸症の疑ある患者を處置せば其間  
全く妊婦の検査を禁じ産婦及び産婦は緊急の場合に於てのみ之れを檢  
するを得べし但し此際先づ全身浴を取り石鹼を以て善く洗滌し新衣を  
服し而して後ち第十四項によりて消毒法を施すべし

十七 産費第十四項に記せる諸病若くは其疑ある患者に接せるの際に着  
せる所の衣服は之れを他の者と混ざることなく直ちに之れを洗淨煮沸  
するか若くは蒸氣消毒法を施すにあらざれば他所に携帯す可らず

十八 産婆は死體及び死體の衣服に接觸すること勿れ若し之れに觸るゝ  
ことあらば第十六項に従て所置せんことを要す

産婆の罪惡

本書中既に屢述ふるが如く助産婦は其地位高尚にして業務上種々の權利  
を有するものなれども若し其の處置する所正しきを失するときは罪惡に陥  
り害を社會に流し己も亦法律上の處分に服せざる可からざるに至る「今日本  
刑法條項を見るに左の如し

◎日本刑法

○第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者は一月以  
上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者も亦前條に同  
じ因て婦女を死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師産婆又は藥劑前條の罪を犯したる者は各一等を加  
ふ

○第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百六十條 醫師藥劑商産婆又は代音人辯護人代書人若くは神官僧侶其  
身分職業に於て委託を受けたる事に因り知り得たる陰私を漏告した  
る者は誹毀を以て論じ十一日以上三月以下の重禁錮に處し三四以上三  
十圓以下の罰金を附加す但し裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者  
は此限に非らず

○第四編 違警罪

第四百二十七條 左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留に處



し又は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す  
（一乃至八略す）  
九 醫師産婆事故なくして急病人の招きに應ぜざる者

# 助産婦學講義終

明治三十九年四月一日印刷  
明治三十九年四月四日發行



著 者 緒 方 正 清

發 行 者 丸 善 株 式 代 表 者 專 務 取 締 役 小 澤 求 也

印 刷 者 金 澤 求 也

發 行 所 東 京 市 日 本 橋 區 通 三 丁 目 十 四 番 地 丸 善 株 式 會 社

同 發 行 所 大 阪 市 心 齋 橋 筋 博 勞 町 四 丁 目 丸 善 株 式 會 社 支 社

印 刷 所 東 京 市 日 本 橋 區 兜 町 二 番 地 東 京 印 刷 株 式 會 社

丸善株式會社發行新刊書目

醫學博士 緒方正清先生著

全部完成

再版 婦人科手術學

（前）菊判總布製美本  
 圖七百七十餘頁  
 正價金貳圓五拾錢  
 郵稅金拾五錢  
 （後）菊判總布製美本  
 圖七百八十餘頁  
 正價金貳圓八拾錢  
 郵稅金拾五錢

本書第一版は發行以來幾歲月を経ずして望外の反響を婦人科學界に與へ絶版せり茲に於て弊舖先生に乞ひ先生更に自家の實驗説を基礎として現今歐洲婦人科の泰斗にして其學の深遠其識の該博世人の信奉せるヘーガルカルナンバツハ著婦人科手術學の新版に則り婦人科診断法、藥物的治療法及外科的技術等最新術式は悉く網羅し遺す所なく實に錦上添花を添ふるものと云ふ可し加ふるに先生の立案正確文辭明晰圖畫精巧なる等其價値に至りては吾人の喋々を待たざるなり請ふ世の刀圭家諸士空しく改版の名のみに非らざる第二版の眞價を知り賜へ

丸善株式會社發行新刊書目

●訂正第三版●

獨逸醫學官婦人科教授 ドクトルヘーガル先生原著  
日本總力婦人科病院院長 醫學博士 緒方正清先生譯述

社會的色慾論

全壹册 洋裝頗美本  
正金七拾五錢  
郵税金六錢

此書は現今婦人科學の泰斗たるヘーガル先生が多年の經驗に徴し色慾の原理を精密なる統計に基き社會に於ける色情の關係を生理上及び哲學上より論究しヘーガル氏等が社會と婦人に對する著書を論破したる者にして書中には交接の生理、男女色慾の比較、色情の健康と壽命とに對する社會的關係、婚嫁者と獨身者に於ける壽命の關係、房事と壽命、自殺者なる戀愛——淫慾元運症——花風病、刑事學、房事に因する生殖器諸病、房事過度、野卑なる戀愛——強姦、房事と家族、夫婦間に見なき者、色情に於ける國家の發展、生兒數と殖民地との關係、選兵と移民、英國と佛國の狀態、國家生産と貿易の調節、殖民政略、ビショップ氏の學說、房事と繁殖作用、子孫の性質、血族結婚、社會的血族、遺傳學說、結婚選擇等の諸項を收め議論斬新精緻にして而かも文章平易なれば醫學者は勿論社會長政學者より一般士女に至るまで苟も此世に於たるものと必らず一讀すべし寶典なり

丸善株式會社發行新刊書目

醫學博士緒方正清先生編著

臨床婦人科軌範

全一册 洋裝頗美本  
紙數五百頁  
正金四拾五錢  
郵税金拾四錢

本書ハ婦人科治療ニ必要ナル臨床的診斷及治療學ノ未ダ本邦ニ行ハル、者ナク屢々實地家ガ治療ノ方針ニ迷フガ如キ事實アルヲ遺憾トシ新道ニ有名ナル緒方正清先生ガ其師獨逸國自由堡大學醫學官教授ヘーガル氏ノ新著ヲ基礎トシ加フルニ先生ガ該博ナル學識ト多年ノ實驗トニ徴シ一般醫士并ニ專門家ノ爲メニ甚速セラレシモノニシテ臨床ニ須知ノ件ヲ網羅シ苟クモ實地診斷及治療ノ方式ハ一トシテ漏ラズ事ナク其大綱ヲ學ブレバ臨床的診斷ニ於テハ一斑診斷法各部診斷法ヨリ顯微鏡的化學的診斷法ニ至ルマデ尤モ斬新正確ナルモノヲ掲ゲ一般婦人科治療法ニ於テハ膈及子宮ノ洗滌法及藥物的治療法ヨリタンポン用法振盪術亂刺法ベツサリニ一用ニ用テ按摩法電氣燒灼法人工妊娠法及ビ精膜下井ニ實質内注射法其他ノ小處置法ニ至ルマデ婦人科的治療ニ關スル一切ノ要件ハ盡ク記載シテ遺漏スル事ナシ而シテ其序次ノ如キハ整然トシテ索引煩雜ナルノ嫌ナク文辭流暢ニシテ一讀實地ニ練習スルノ思アリ實ニ臨床家座右ノ寶典ナリ

